

香川おもいやりネットワーク事業

総合相談・支援の手引き

〈第2版〉

平成29年5月11日

**香川おもいやりネットワーク事業運営委員会
(社会福祉法人香川県社会福祉協議会)**

〈総合相談・支援の手引き〉

第1章 香川おもいやりネットワーク事業は

1 取組みの経緯（香川県協働プロジェクト委員会設置の経緯）	1
2 取組みの背景	1
(1) 複雑・多様化する地域の福祉課題・生活課題への対応	1
(2) 社会福祉法人としての使命や役割	2
(3) 社会福祉法人制度改革への対応	2
(4) 民生委員・児童委員との連携	3
(5) 地域のセーフティネットの役割	4
(6) 取組みのポイント	4
3 香川おもいやりネットワーク事業の取組み	5
(1) 取組みのめざすところ	5
(2) 取組みに当たっての支援の基本的な視点	6
(3) 生活課題・福祉課題の解決に向けた支援のプロセス	7
(4) 主な取組み内容	7
4 相談・支援担当者の役割	9
(1) 相談・支援担当者の役割	9
(2) 経済的援助の流れ	9
5 社会福祉施設と市町社会福祉協議会との協働	11

第2章 総合相談・支援のすすめ方

1 相談・支援担当者による相談支援のながれ	12
(1) 発見、連絡（要援護状態のキャッチ）	13
(2) 訪問と相談	13
(3) 既存制度の利用や社会資源等による支援の検討及びつなぎ	13
(4) 経済的援助の必要性を検討する	14
(5) 繼続的な見守り、相談支援の評価・終結	15
2 経済的援助（現物給付）の留意事項	16
(1) 経済的援助の実務（支払い方法と精算）	16
(2) 経済的援助を行う場合の期間及び限度額	16
(3) 対象と「なる例」と主な内容	16
(4) 対象と「ならない例」と主な内容	17
3 入居債務保証支援モデル事業について	19
4 生活困窮者自立支援制度との違い	32

第3章 事務処理

1 記録について	34
(1) 総合相談・支援の流れと各記録様式	34
(2) 各記録様式の趣旨	35
(3) 各記録様式の提出先・方法	35
(4) 相談支援活動状況の報告	36
2 経理処理	36

(1) 香川おもいやりネット基金への支払申請	3 6
(2) 費用の振り込み方法	3 6
3 記録様式	3 7
各記録様式	3 8

第4章 ネットワークづくり

1 地域ネットワーク会議の開催	4 5
-----------------	-----

(参考資料)

1 香川おもいやりネットワーク事業実施要綱	4 7
2 香川おもいやりネットワーク事業総合・相談支援事業実施要領	5 1
3 香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱	5 4
4 香川おもいやりネットワーク事業地域体制づくり事業実施要領	5 8

第1章 香川おもいやりネットワーク事業は

香川おもいやりネットワーク事業は、

- 制度の狭間に応じて新しい制度をつくるのではなく、対象を限定するものではなく、まずはあらゆる相談を受け止める、断らず寄り添いながら、本人らしい自立に向けた相談・支援にあたる。
- 県内の福祉関係者・機関がつながって、既存の社会資源を活かした取組みを大切にし、必要であれば、協力しながら新しい仕組みをつくることも考える。
- この取組みが地域の人材育成につながり、地域を元気にする取組みであることを基本とします。

1 取組みの経緯（香川県協働プロジェクト委員会設置の経緯）

核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにも関わらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題・生活課題が深刻化しています。

このような課題に対応するため、香川県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ関係機関・団体が協働し、「生活のしづらさ」を抱え支援を必要とする方をトータルで支える仕組みづくりをめざして、香川県社会福祉法人経営者協議会、香川県老人福祉施設協議会、香川県民生委員児童委員協議会連合会、香川県県内社会福祉協議会連絡協議会の4団体で、「制度の狭間や制度外にある福祉課題・生活課題の解決の仕組みをつくる（仮称）」香川県協働プロジェクト事業（以下「香川県協働プロジェクト」という。）の委員会を平成26年6月に設置し、香川県としての取組みについて協議を重ねた結果、「香川おもいやりネットワーク事業」として、平成27年4月から順次事業に取り組んでいます。

「香川おもいやりネットワーク事業」は、社会福祉法人施設や社会福祉協議会がそれぞれの強みを活かして、民生委員・児童委員等と連携して地域のニーズに対応する取組みであり、現在、社会福祉法人制度改革が進められている中で、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として全県的な実施をめざします。

2 取組みの背景

（1）複雑・多様化する地域の福祉課題・生活課題への対応

家庭機能の変容や地域のつながりの希薄化、雇用形態の多様化等に伴い、地域の福祉課題・生活課題が多様化・複雑化しています。

今回、香川おもいやりネットワーク事業の進め方を検討する中で、香川県内の社会福祉施設・市町社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員を対象に、これまで対応が困難であった事例の調査を行いました。

その結果、①制度だけでは対応が困難な課題、②複合的な課題を抱える世帯の課題、③制度利用までの間の緊急対応を要する下記のような課題が多くみられました。

〔 下記の課題については、実際の事例に基づき、今回の香川県協働プロジェクトにおける支援の対象者像をわかりやすくするために、事務局で整理・単純化した例示です。 〕

- イ 食糧等の緊急的支援が必要な人（数日間食べていない、当座の生活資金がない）
- ウ 住居の確保の課題を抱える人（ホームレス、ネットカフェや車内生活者、友人宅生活者、家賃滞納者、入居債務保証人がいない人）
- エ セルフネグレクトの人（生活上の課題があることに気づいていない人、サービス利用を拒否する人）
- オ 精神的な課題を抱える人（アルコール、ギャンブルへの依存）
- カ 福祉的支援の必要な矯正施設出所者
- キ 障害が疑われる人（知的障害、発達障害ではないかと思われるが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持していない人）
- ク DV、虐待の疑いがある世帯
- ケ 生活上の課題を抱える単身世帯等（無職の中高年者と高齢者のみの世帯で、いわゆる80・50問題）
- コ ニート、ひきこもり、不登校の人
- サ 就労の準備ができていない人（失業後再就困難な人、就労経験のない若者）

（2）社会福祉法人としての使命や役割

社会福祉法人は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によって創設され、社会の状況に応じて、生活困窮者への支援等様々な福祉課題に先駆的に取り組んできており、福祉制度の拡充とともに、多くの人たちの暮らしを支え、社会福祉の充実をめざすという社会的な大きな役割・使命を、今日まで果たしてきました。

しかしながら、介護保険制度の導入を契機に、社会福祉事業に参入する運営主体の多様化が進む中、イコールフッティング論が展開され、「制度化された事業の実施だけでいいのか」といった社会福祉法人の公益性やその取組みに対する様々な指摘・批判がなされました。

歴史を振り返ると、社会福祉は社会福祉法人が制度化される以前から、私たちの先達が困難を抱え支援を必要としている人々に手を差し伸べ、私財を投じて生活困窮者など社会的弱者の救済に懸命に取り組んできました。まさに、そこに社会福祉法人の源流があると思います。目の前で困っている方を第一に考えて支援するという姿勢は、現代でも脈々と受け継がれています。

今こそ社会福祉法人が、制度創設の原点に立ち返り、制度の枠にとらわれず、生活困窮者や複合的な課題を抱える世帯など、制度の狭間にある生活課題や福祉課題に対応できるよう、地域のセーフティネットとしての役割を積極的、主体的に担うことが必要です。

（3）社会福祉法人制度改革への対応

社会福祉法人に対する様々な指摘等がなされる中、平成26年7月4日、社会福祉法人の在り方等に関する検討会の報告書が公表されました。報告書の中では「今こそ、社会福祉法人制度に関わる者が自ら率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切られかねない」（はじめに）との認識のもと、社会福祉法人制度の見直しにおける論点として、①地域における公益的な活動の推進、②法人組織の体制強化、③法人の規模拡大・協働化、④法人運営の透明性の確保、⑤法人の監督の見直しについて検討会としての意見が示されました。

その後、本報告書等を受け厚生労働省・社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人制度の見直しに向けた協議が行われ、平成27年2月12日に同部会としての

その後、本報告書等を受け厚生労働省・社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人制度の見直しに向けた協議が行われ、平成27年2月12日に同部会としての報告書がまとめられました。

その中では社会福祉法人の本旨に従い、他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を社会福祉法人に求めており、日常生活又は社会生活上支援を必要とする方に、無料又は低額な料金で福祉サービスを行う「地域における公益的な取組」を、社会福祉法人の実施する責務として位置づけるとしています。

厚生労働省はこれらの検討内容等に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、平成28年3月31日に衆議院で再可決・成立となり、同年4月から順次施行されています。

香川おもいやりネットワーク事業は、改正法案で社会福祉法人の責務として規定される「地域における公益的な取組み」として実施するものです。

【改正社会福祉法では】福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

(4) 民生委員・児童委員との連携

民生委員制度は、平成29年に制度発足100周年を迎える歴史ある制度であり、この間、民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って地域福祉の推進や災害時の対応など、重要な役割を果たしてきました。特に近年では、新たな生活困窮者自立支援制度や悪質商法などの被害防止への対応及び児童虐待などから子どもを守る取組みなど、民生委員・児童委員に対する役割や期待がますます高まっています。

一方、民生委員・児童委員の活動は、住民の抱える課題の複雑化・多様化等に伴い広範多岐にわたり、ますます困難性を増している状況にあります。

また、平成26年4月に「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書が取りまとめられました。その報告書の中の関係機関との連携の項目については、「民生委員・児童委員の活動は、福祉行政や災害対策、消費者行政など幅広い分野に関わっており、また、支援対象者の複雑化・多様化する課題への対応のため専門的な対応を迫られることも多いが、その職務は、関係機関への「つなぎ役」や家庭周辺の観察への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である」と提言されています。

香川おもいやりネットワーク事業では、協議の最初の段階から民生委員・児童委員の方にもメンバーとして加わっていただいています。これは、この事業で民生委員・児童委員が地域で抱える複雑・多様化する世帯の課題を、社会福祉法人施設や社協が連携して受け止めて総合・相談支援につなぐとともに、地域における福祉関係者のネットワークの構築にも重点を置いてこの事業を進めたいということからメンバーに加わっていただき、そのことが、香川県の取組みとしての大きな特徴であり、強みであると考えています。

今回の取組みを通じて「支援を必要としている方を地域でトータルに支える仕組みづくり」が進むことにより、民生委員・児童委員が地域で直面する様々な課題を、香川おもいやりネットワーク事業の取組みにつなぎ、必要な支援に結びつけていくことができれば、民生委員・児童委員のより活動しやすい環境づくりにもつながっていくものと考えます。

(5) 地域のセーフティネットの役割

香川おもいやりネットワーク事業は、制度の狭間の問題や生活困窮等の新たな福祉課題に対して、社会福祉法人施設と市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）が柔軟に対応し、地域のセーフティネットの役割を担うものです。

具体的には、社会福祉法人施設が地域で生活のしづらさを抱える方（世帯）からの身近な相談機関となり、経済的援助を含めた即応性のある対応を図るとともに地域での自立生活をめざした継続的な支援を行っていきます。

支援を必要とする方に対する経済的援助や、相談・支援担当者を配置するための研修等の財源として、県内の社会福祉法人施設と市町社協が毎年一定額を会費として拠出し、香川おもいやりネット基金を創設します。こうした地域のセーフティネットの役割を発揮していくことにより、次のような効果が期待できます。

- ① 社会福祉法人の地域社会や社会全般に対する公益的な取組みが促進される。
- ② 社会福祉法人の地域住民や社会からの信頼が醸成される。
- ③ 社会福祉法人の専門性がより向上する（人材育成につながる）。
- ④ 公的制度の狭間を埋めるきめ細かなセーフティネットが整備される。

この事業のめざすべきところは、「制度の狭間にあるなど、地域のさまざまな生活課題・福祉課題を、社会福祉関係者のネットワークで受け止め、自立に向けて継続的に支援を行うとともに、地域での問題解決に向けた仕組みをつくりだし、地域づくり＝福祉でまちづくりにつなげていく」ことにあり、地域福祉＝地域を基盤としたソーシャルワークの取組みであると考えます。

(6) 取組みのポイント

- ① 参加する社会福祉法人施設や市町社協に相談・支援担当者を配置すること
- ② 参加社会福祉法人施設と市町社協が連携・協働して各事業に取り組むこと
- ③ 参加する社会福祉法人施設や市町社協は、この事業を第二種社会福祉事業として定款に記載すること
- ④ 事業の原資の多くが、参加する社会福祉法人施設と社協の会費によって支えられていること
- ⑤ 支援の対象を限定しないこと（すべての「生活のしづらさ」を抱えた方を対象とする）
- ⑥ 窓口で待つのではなく、支援を必要としている人のもとに出向くこと（アウトリーチ）
- ⑦ 既存の社会資源を活用しつつ、迅速かつ柔軟に支援を開始すること
- ⑧ 相談・支援の過程で、必要な場合は経済的支援を行うこと（ただし、現金給付ではなく、相談・支援担当者が買い物等に同行する）
- ⑨ まずは相談を受け止め、他機関につなぐときも問題解決まで見届けること
- ⑩ 事例検討や研修等に重点を置いた相談・支援担当者の人材育成に注力すること

3 香川おもいやりネットワーク事業の取組み

(1) 取組みのめざすところ

－地域におけるトータルサポートの仕組みづくり

社会福祉法人施設と社協と民生委員・児童委員がつながり地域の課題を解決する仕組みづくり

【理念】

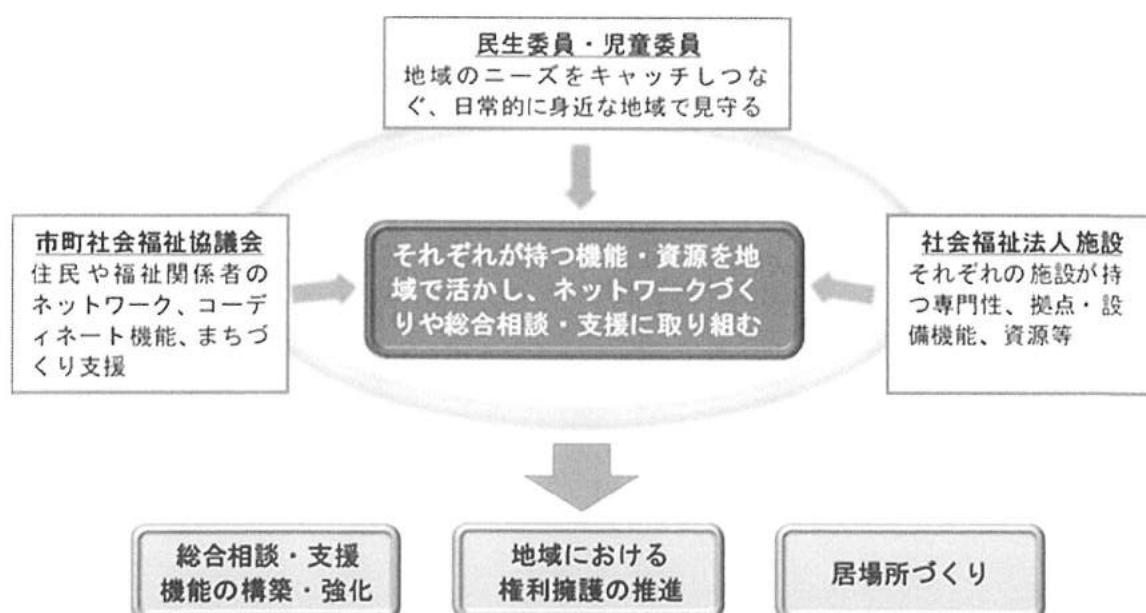
人と人がつながる中で、ふだんのくらしを支えあい、「福祉でまちづくり」

【事業のめざすところ】

- (1) 事業に参加する社会福祉法人施設や社協と民生委員・児童委員等それぞれが持つ機能を活かして、地域のあらゆる福祉課題・生活課題を受け止めるネットワークをつくり、つなぎ、つながり、地域で課題を解決する仕組みをつくります。
- (2) 支援を必要とする方たちの、地域での自立生活をトータルで支える仕組み（総合相談・支援の取組み）をつくります。
- (3) この事業は地域の福祉ニーズに対応する取組みであり、現在、社会福祉法人制度改革が進められている中で、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組み」として実施します。

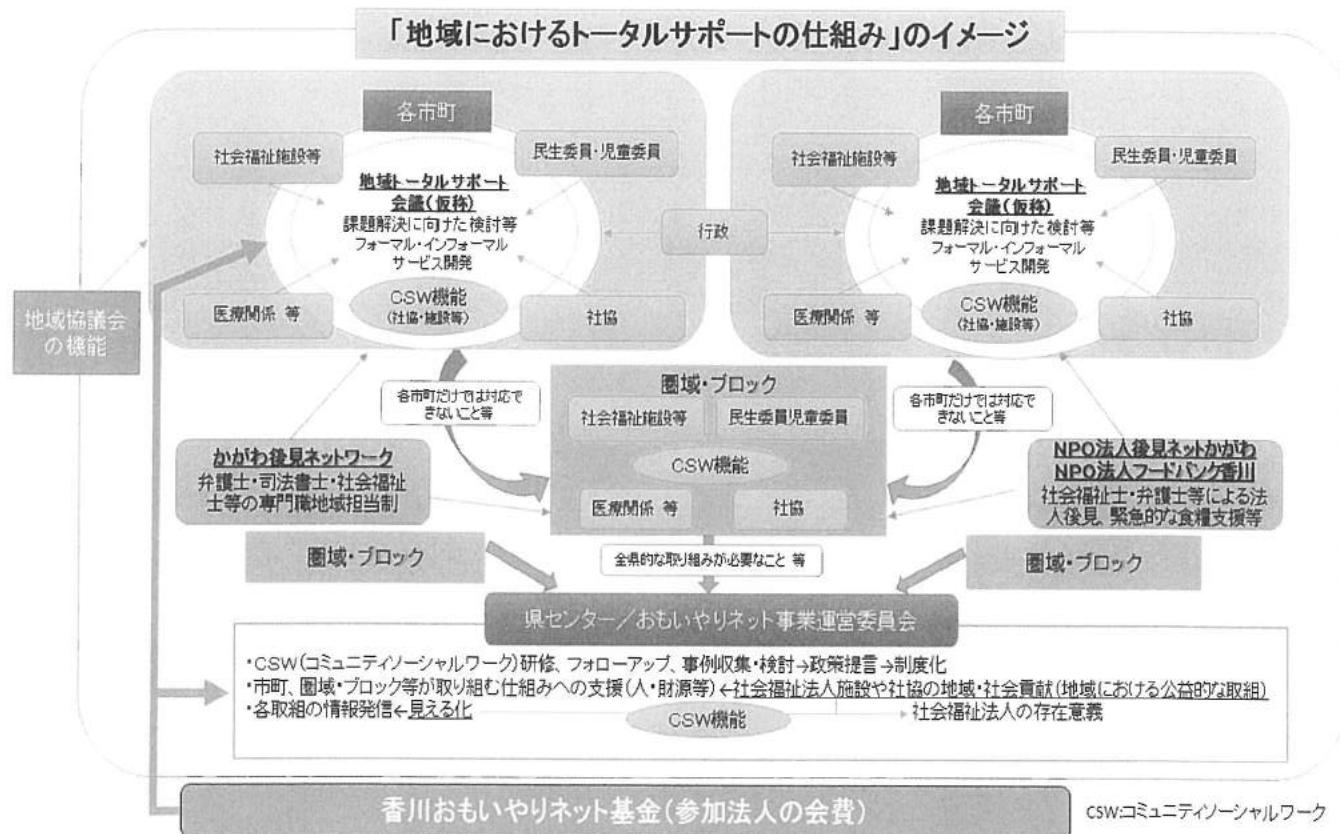
香川おもいやりネットワーク事業とは

地域の方たちが抱える「生活のしづらさ」におもいを寄せ、寄り添い、その方が暮らす地域におもいをめぐらし、地域の様々な課題を社会福祉関係者の連携・協働により受け止め支援し、地域でトータルで支えることのできる仕組みづくりを通じて、お互いおもいやり、支えあうことのできる地域づくりを進めていく事業



(2) 取り組むに当たっての支援の基本的な視点

- ① この事業に、より多くの社会福祉関係者が参画し関わることのできる仕組み（協働の場・機能）をめざします。（プラットフォーム機能）
- ② 制度の狭間や制度外の福祉課題・生活課題を、社会福祉関係者のネットワークで柔軟に受け止め、点から面で支える仕組みをつくります。（ニーズキャッチ・ネットワーク機能）
- ③ 社会福祉法人施設が持つ専門性や拠点（設備）機能と、民生委員・児童委員の持つ地域の課題をつなぐ機能、社協が持つネットワーク機能をまずはそれぞれ活かし、連携・協働しながら地域で解決する仕組みをつくる。（サービス開発・ソーシャルアクション機能）
- ④ これらの取組みを通じて、社会福祉関係者が一体となって、地域の個別ニーズに対応した公益的な取組みを進め、「香川型“福祉でまちづくり”」を推進する。（コミュニティソーシャルワーク機能）



(3) 生活課題・福祉課題の解決に向けた支援のプロセス

- 「生活のしづらさ」を抱えている方々の福祉課題・生活課題や、民生委員・児童委員が地域で直面している複雑・多様化する様々な世帯の課題を、社会福祉法人施設や市町社協をはじめとする福祉関係者等の連携・協働によるネットワークで受け止めるため、社会福祉の専門職が分野を超えて、お互い顔の見える関係の中でつながり、さらには地域住民組織や個々の住民ともつながり、それぞれ地域の課題を共有し、課題解決に向けて協議が行える、地域のプラットフォームをつくる。（地域ネットワーク会議の開催）



- 社会福祉法人施設と市町社協の担当者が、地域のあらゆる福祉課題・生活課題に対応するため、アウトリーチを徹底し、制度の狭間や制度外の課題を発見し、相談者宅を訪問して、まずは社会福祉法人施設や市町社協が持つ資源や機能（専門性・人材・設備等）を最大限活かしながら、相談支援を行う中で、制度につなぎ、緊急性を要する場合の対応（経済的援助）も行いながら、支援を必要としている方々の地域での自立した継続的な生活（ふだんのくらし）を支えていく。（地域トータルサポート会議の開催）



- 相談支援の実践の積み重ねの中で、必要と思われるサービスについては、関係者で検討を行い、地域の実情に応じたサービス開発につなげていき（予防的な視点も含めて）、集約された課題については行政に対して政策提言を行う。



- 地域貢献や社会貢献（地域福祉の推進）を担える人材（専門職）を、しっかりと育成し、社会福祉法人施設と市町社協がともに学び実践していく中で、社会福祉法人施設や市町社協の機能強化を図り、ひいては社会福祉法人全体が地域の社会資源として機能し、その役割をしっかりと果たしていく。



- 平成27年度からの生活困窮者自立支援法等の新たな制度における相談支援の仕組みと連携しつつ、必要な支援からもれる方がないように、重層的なセーフティネットの仕組みを全県的につくっていく。



- これらの取組みに当たっての必要な経費については、社会福祉法人施設や市町社協からの会費や寄付金等をもって充て、具体的な事業を展開する中で、香川おもいやりネットワーク事業への社会福祉関係者のさらなる参画と、地域住民の社会福祉に対する理解（気づき・福祉教育）の輪=県民運動として広げていく。

(4) 主な取組み内容

① 総合相談・支援事業

会員である社会福祉法人施設と市町社協に相談・支援担当者を配置し、様々な「生活のしづらさ」を抱え支援を必要としている方の相談に応じ、社会福祉法人施設と市町社協が持つ強み（機能・資源）を活かし連携・協働して、制度につないだり、必要に応じて緊急的な支援である現物給付を行い、民生委員・児童委員等と協力しながら、総合相談・支援活動に取り組みます。支援に当たっては、本人の自立に向けた支援策を検討する「地域トータルサポート会議」を市町ごとに開催します。

② 地域のネットワーク体制づくり

市町社協が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の地域ネットワーク会議（連携・協働の場づくり）を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互いの顔の見える関係をつくります。

③ 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

社会資源のリストづくり（相談窓口や社会福祉法人施設・社協が提供できる資源等のリストづくり）を行います活用し、さらには地域にない必要な資源や新しいサービスを研究・開発し、支援につなげていきます。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に取り組みます。

④ 相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）

相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修やスキルアップ研修をはじめ、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、法人全体の人材育成につなげます。

また、本事業を通じて社会福祉法人施設が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心（気づき・学び）につなげ福祉教育を推進します。

⑤ 香川おもいやりネット基金の創設

（香川おもいやりネットワーク事業県センター設置）

会員となる社会福祉法人施設と県・市町社協からの年会費による、香川おもいやりネット基金を創設し各事業を実施するとともに、相談・支援担当者の研修の実施等事業全体をバックアップする香川おもいやりネットワーク事業県センター（事務局）を県社会福祉協議会に設置します。

また、事業全体の取り組みを情報発信（見せる化）し、さらには本事業の取組みで明らかになった地域の福祉課題等の分析等を行い、情報発信し政策提言（ソーシャルアクション）につなげていきます。

香川おもいやりネット基金 参画法人会費

種 別		年額（円）
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム
		200,000
	介護保険外	介護老人保健施設
		200,000
障害者施設	入所	養護老人ホーム
		100,000
	通所	軽費老人ホーム・ケアハウス
		100,000
児童福祉施設	入所（措置）	障害者支援施設
		200,000
		障害福祉サービス事業所
	通所	50,000
生活保護施設	入所（措置）	児童養護施設
		100,000
		情緒障害児短期治療施設
	通所	100,000
その他	入所・通所	乳児院
社協		保育所
		50,000
生活保護施設	入所（措置）	救護施設
その他	入所・通所	上記以外の施設
社協		県・市社会福祉協議会
		100,000
町社会福祉協議会		50,000

香川おもいやりネットワーク事業 協力会員会費

区分		年額(円)
協力会員	個人	1口 10,000 (1口以上)
	法人・団体	1口 10,000 (5口以上)

4 相談・支援担当者の役割

(1) 相談・支援担当者の役割

- ① 会員である社会福祉法人施設と17市町社協に、地域の生活困窮者等「生活のしづらさ」を抱える方に対応する相談・支援担当者を配置します。
- ② 相談・支援担当者は、相談者の生活状況や所得、生活上の課題を把握するため、原則として相談者の自宅を訪問します。
- ③ 市町社協は地域のネットワークを有することから、社協の相談・支援担当者は行政をはじめ管内の社会福祉関係機関・団体との連絡・調整の役割を担います。

※社会福祉法人施設と市町社協が協働して対応したほうが良いときや、双方で相談したいとき等、必要に応じて連携をとります。

【香川おもいやりネットワーク事業総合相談・支援事業実施要領から】

(実施事業の内容)

第5条 おもいやりネット相談支援事業では次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 総合生活相談・支援事業の実施

参加法人は本要領第6条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者（生活のしづらさを抱える方）に対する訪問・相談活動を通じて生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用とともに、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(相談・支援担当者の役割)

第7条 相談等担当者は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、同一市町内の参加法人と連携して、原則として相談者を訪問したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてトータルサポート会議を開催し支援目標や計画等を作成しながら問題解決に向けて支援する。

2 相談等担当者は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等の人材、機能と連携（多職種と連携）し、地域の要支援者に対してさまざまな相談支援活動を継続的に行うものとし、種別や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用するとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

(2) 経済的援助の流れ

① 要支援者に対する経済的援助の方法

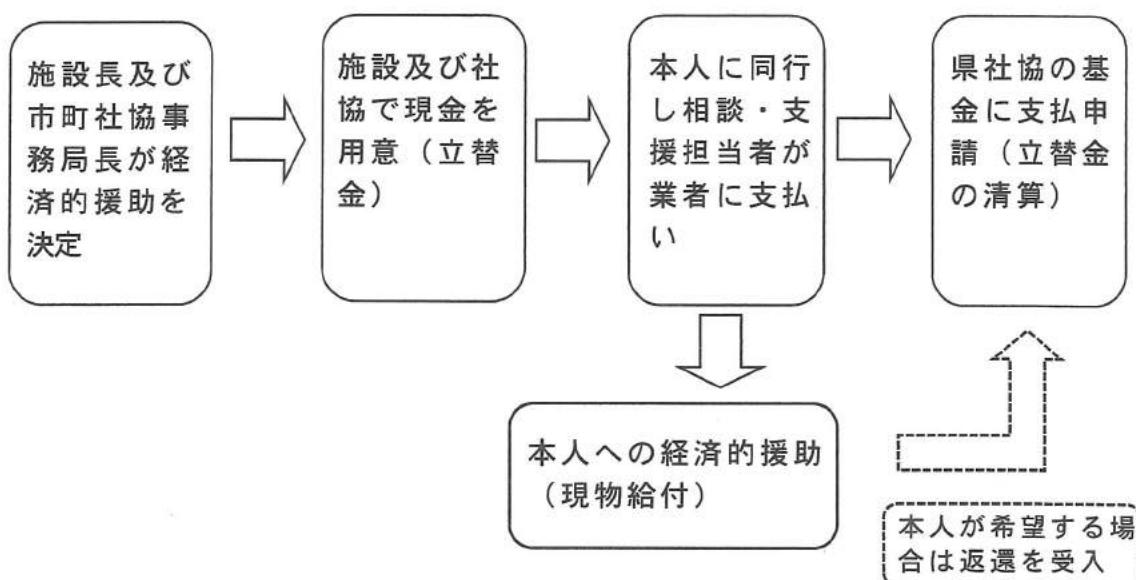
社会福祉法人施設、市町社協の相談・支援担当者から報告を受けた、それぞれが所属する施設長及び市町社協事務局長が経済的援助（現物給付）の可否を決定します。

経済的援助の最終的な支援の手続き（現金を用意するための決裁と実際の現物給付）について、社会福祉法人施設で行うのか市町社協で行うのかの判断が難しい場合は、今後の支援の内容（社会福祉法人施設と社協で、主にどちらが中心的に関わるのか等）、要支援者の生活圏域、また、現物給付の迅速性等を勘案して、施設長及び市町社協事務局長が協議のうえ決定します。

経済的援助は、要支援者本人への現金給付は行わず、相談・支援担当者が本人に同行してスーパー・電気・ガス会社、不動産業者、サービス提供事業所等に支払います。

経済的援助は原則給付ですが、要支援者本人が、自立への目途が立った一定の段階で、費用の返還や現物そのものの返還を希望する場合は、その費用を受け入れたり現物については寄付として受け入れる（食品等についてはフードバンクに寄付する等）こととします。

返還してもらうことだけが目的ではなく、このことを通じて関わる人たちの誰もが、ある時は助けられ、ある時は助ける双方向の役割を果たすことのできる「支援が循環する」地域づくりの実現（意識づけ）にもつながるものと考えます。



※ 経済的援助の精算方法については、「第3章 事務処理」を参照してください。

② 経済的援助により生活支援を行う場合

経済的援助での支援が終結する目安としては、適切な支援機関へつながった場合、緊急事態を脱した場合、就労や生活保護等で一応の安定した生活が送れるとの見通しがたった場合、自立への志向・意欲がみられるようになってきた場合などとしますが、繰り返し生活困窮状態に陥ることが多いため、継続的な見守りにより、地域社会から孤立しないようフォローやサポートが必要です。

なお、1事例あたりの給付額は、当面の自立に必要な最低限度の額とします。

5 社会福祉法人施設と市町社協との協働

社会福祉法人施設と市町社協は、香川おもいやりネットワーク事業において、地域住民の生活困窮等の相談を受け、協働して問題の解決を図ります。

【協働のプロセス】

社会福祉法人施設と市町社協の相談・支援担当者は、「生活のしづらさ」を抱える方からの相談を受け付け、原則として以下のとおり協働します。

① 発見、連絡（要援護状態のキャッチ）

社会福祉法人施設や市町社協の相談・支援担当者は、本人又は紹介機関からの相談を受け付け、できる限り詳細に相談者の主訴や世帯の生活状況を聞くなどの初期対応を行います。

② 訪問・相談

この事業は、訪問して面談を行い、直接、相談者の生活困窮の状況などを把握することが重要です（アウトリーチによる寄り添い型支援）。

訪問に当たっては、原則として社会福祉法人施設や市町社協の相談・支援担当者が相談者宅を訪問し、相談調査などを行います。その際、ケースに応じて保健師や地域包括支援センターの職員等の他の専門職に連絡し、同行訪問の依頼をします。

③ 既存制度の利用や社会資源等による支援方法の検討及びつなぎ

ア 社会福祉法人施設と市町社協の相談・支援担当者が、既存の制度の利用や社会福祉施設や社協の持つ設備・機能等の社会資源の活用等による支援方法を協議し、支援のための役割分担や支援内容・方法等を検討します。さらには、必要に応じて、他の専門職や民生委員・児童委員等の参加・協力を得て、相談者の支援目標・計画や具体的な支援内容等について協議する地域トータルサポート会議を開催します。

イ 特に市町社協の相談・支援担当者は、既存制度や社会資源による支援方法の検討の中で、有効な制度・事業を実施する関係機関・団体をつないだり、各市町内の会員社会福祉施設同士の支援・連携の調整を行うなど、コーディネートの役割を担います。

④ 経済的援助の必要性を検討

ア 経済的援助の必要性がある場合は、さらに状況を正確に把握し、社会福祉法人施設と市町社協の相談・支援担当者が、最終的にはそれぞれが所属する施設長及び市町社協事務局長で協議のうえ、経済的援助（現物給付）の可否を決定します（あくまでも原則であり、より迅速な対応が必要な場合などケースによってこの限りではない。）。

イ 相談・支援担当者は、決定した現物給付による支援を行います。詳しくは「第2章 経済的援助（現物給付）による支援」を参照してください。

⑤ 継続的な見守り、相談支援の評価・終結

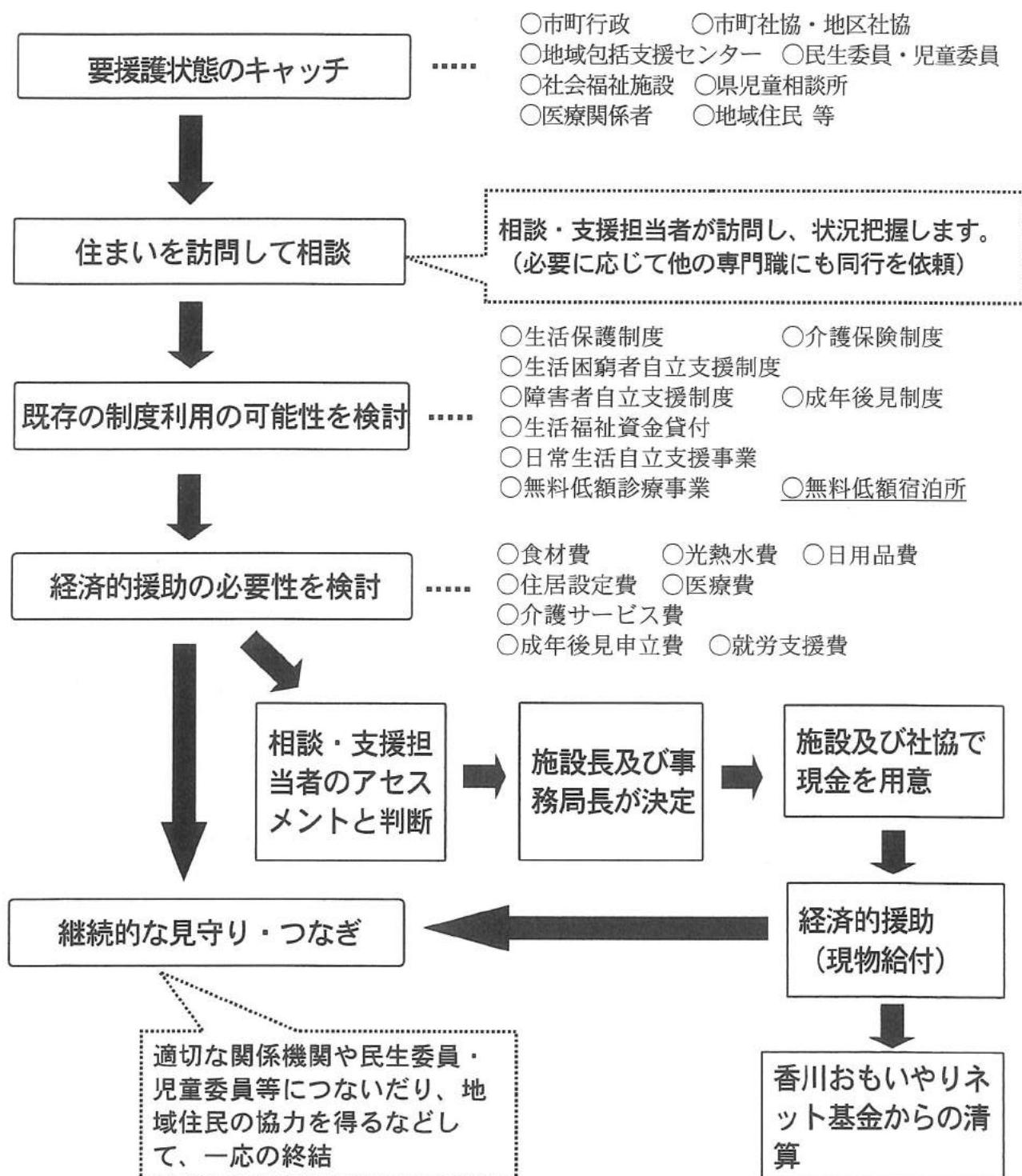
相談者の継続的な見守り等については、相談・支援担当者が第2章1－（5）により行います。

第2章 総合相談・支援のすすめ方

1 相談・支援担当者による相談支援の流れ

この総合相談・支援事業は、地域で生活のしづらさを抱えている方や世帯に対し、寄り添つて、訪問・相談活動を通じて必要な制度やサービスにつなぎ、地域で困窮されている相談者の問題解決や生活の向上、自立を図ることを目的としています。

総合相談・支援を進めるに当たっては、下記の相談支援の流れが目安になります。場合によっては、フィードバックして流れを戻すことも必要です。



(1) 発見、連絡（要援護状態のキャッチ）

① 関係機関や団体からの紹介、連絡の場合

紹介があった機関から「様式 相1①～③」により相談を受け付けますが、できる限り詳細に主訴等を伺うとともに、相談者や家族の状況等を確認します。

ア 紹介機関が相談者から受けた相談内容を確認します。

イ 既に相談支援の実績がある場合は、これまでの支援内容やその結果を確認します。

ウ 相談者が香川おもいやりネットワーク事業のことを理解し、紹介することの同意を得ているかを確認します。

② 相談者本人や家族等からの相談の場合

「様式 相1①②」により相談の主訴や相談に至った経緯等を伺い、相談者本人や家族の状況を確認し、問題の把握をします。

また、香川おもいやりネットワーク事業を説明し、寄り添い型の支援になることや必要に応じて福祉事務所、民生委員・児童委員などの関係機関、団体と情報を共有することの同意を得ます。さらには、本事業をどこで知ったのかも確認します。

なお、相談内容が単に関係機関の紹介のみであり、緊急性のない場合には、関係機関を中心に支援を進めていきます。また、現金での給付のみを求める方や施設利用中の方、その他経済的援助の対象とならない方については、丁寧にその理由を説明します（2 経済的援助の留意事項参照）。

(2) 訪問と相談

- ① この事業は、訪問して面談を行い、直接情報を把握することが重要です。訪問では、相談者の主訴、生活状況、困窮の内容、これから希望等を確認します。
- ② 基本的生活状況は、「様式 相1①②」に基づき確認します。なお、支援を拒否したり、相談者との信頼関係の形成が十分でない場合は、段階的に複数回にわたり聞くことになります。
- ③ 相談者から聞いた内容を基にして、エコマップやジェノグラム等を作成し、相談者本人を取り囲む関係者等を整理して把握するように努めます。なお、問題、課題等の整理は押し付けにならないように、相談者の同意と納得を得ることが大切です。
- ④ 相談者やその世帯は複数の問題を抱え、絡み合っている場合が多いので、その世帯の問題をよく整理して対応策を検討します。
- ⑤ 経済的に逼迫していて、経済的援助が緊急に必要と思われる場合は、家計の収入・支出や本人の健康状態等を把握し、経済的援助の可否を検討します。

(3) 既存制度の利用や社会資源等による支援の検討及びつなぎ

- ① 利用できる社会資源を相談者に説明し、利用についての意思確認を行います。
- ② 利用できる社会資源の手続き支援については、必要に応じて相談者に同行、代行します。
- ③ 相談者には関係機関・団体と連携・協働しながら支援を行うことの必要性を説明し、連絡することについての同意を得ておきます
- ④ 安定して生活できる経済基盤を整えることに努めます。例えば、安定した就労確保や継続就労、生活保護受給や年金受給等につなげます。
- ⑤ 社会資源につなぐ際、できるだけ地域との関係づくり、例えば、地域包括支援センター、市町社協や地区社協、民生委員・児童委員等との連携を意識して行います。

【関係する社会資源の一例】

① 援助機関

- ア 福祉事務所（生活保護、児童福祉、老人福祉など福祉をつかさどる行政機関）
- イ 児童相談所（児童に関する相談を行い、調査、判定等に基づいて指導を行う）
- ウ 保健所・保健センター（住民の健康や衛生を支える機関）
- エ ハローワーク（公共職業安定所）
- オ 市町社協（生活福祉資金や高齢者、障害者等の在宅サービス、日常生活自立支援事業、小地域福祉活動等）
- カ 地域包括支援センター（介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関）
- キ 障害者相談支援事業所（サービス等利用計画の相談や作成などの支援を行う）
- ク 無料低額診療事業（低所得の傷病者に対し、無料又は低額な料金で医療を給付）
- ケ 法テラス（適切な相談機関の紹介等総合的な法律支援を行う）
- コ 生活困窮者自立相談支援機関
- サ 特定非営利活動法人後見ネットかがわ、特定非営利活動法人フードバンク香川
- シ 住民参加型在宅福祉サービス団体

② 援助制度

- ア 生活保護制度（経済的に困窮する世帯に対し保護費を支給する制度。生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助他）
- イ 生活福祉資金貸付制度（低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支える貸付制度。市町社協が窓口となる）
- ウ 日常生活自立支援事業（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方に日常的な金銭管理や、福祉サービスの利用援助等の支援を行う）

（4）経済的援助の必要性を検討する

① 検討項目

- ア 経済的に困窮・逼迫し、援助を検討する場合は、経済状況を可能な限り正確に把握します。
 - ・ 収入（年金額、給料、生活保護費、児童扶養手当等）
 - ・ 支出（公共料金、家賃、返済金、その他の生活費等）
 - ・ 食品の備蓄状況、住居内の整理状況、家財道具等
 - ・ 預貯金の有無（金額等）

- イ 可能であれば、簡易収支バランス書を作成します。
- ウ 健康状態（過去の病歴・手術歴、現在受診している病気等）、かかりつけの医療機関等を可能な範囲で聞き、把握します。

② 確認すべき事項

- ア 対応課題等の緊急性、優先性等の順位付け（緊急支援後の対応課題についても）を行います。
- イ 援助に当たっては、自立に向けた当面の目標や長期目標を設定します。
- ウ 必要に応じて関係機関や団体との協議を行います。
- エ 経済的援助によってどのように自立につながるのかを見通すように努めます。

③ 実施（配慮すべき事項）

- ア 現物給付であり、相談者に現金を渡すことはできないことを伝えます。
- イ 必要性、効果等を十分に判断し、他の支援が必要な時はそれらの支援と並行して援助することを相談者に説明します。
- ウ 食材支援、住まいの確保等については、本人にとって適切な経済的援助になるよう心がけます。例えば、食材支援については食材の買い物同行、食材配達、配食サービス等を適切に行います。なお、食材を購入する際は、次回訪問を予定する期日までの日数分を目安とします。
また、住まいの確保については相談者の住まいの希望確認（間取り、立地条件、階数、バリアフリー等）、不動産会社への依頼、引越しの手続き等を適切に行います。
- エ ライフライン確保などの当面の危機を回避するための経費については、継続的に支払えるよう方法を検討し、対応できるように助言します。
- オ 本人の自立に向けた志向や意欲が醸成されるよう、効果的かつ経済的な援助となるように心がけます。

（5）継続的な見守り、相談支援の評価・終結

- ① 経済基盤の安定化とともに、相談者の生きがいにつながる支援についても検討します。
- ② 解決できない問題は関係機関や専門機関につなぎます。そのためにも関係機関との情報の共有化を日常的に図ります。また、必要に応じて、継続支援が必要とされる場合は関係機関、団体との協議や調整を行い、経済的援助の評価等を話し合ったりします。
- ③ 相談支援の過程はなるべく詳細に、時系列に記録してください。その際、その後の類似事例に反映され、活かされることも意識して記録を行ってください。（制度上の課題、成果があった支援、特に気づいたこと等があれば記録として併記する）
- ④ 相談支援の終結はその時の状況に応じて関係者で判断されるべきですが、その判断基準としては、緊急事態を脱した場合、就労や生活保護等で安定した生活が送れるとの見通しがたった場合、自立への志向・意欲がみられるようになった場合等が考えられます。

2 経済的援助（現物給付）の留意事項

（1）経済的援助の実務（支払い方法と精算）

① 要援護者に対する支払い方法

原則として、相談・支援担当者がスーパー・電気・ガス会社、不動産業者、サービス提供事業所等に支払いますが、その際には本人に同行してもらってください。

② 経済的援助の精算

領収書、レシート等の余白に相談者の印又は、サインをもらってください。

③ 香川おもいやりネット基金への支払申請

「第3章 事務処理」を参照してください。

（2）経済的援助を行う場合

① 経済的援助を行いながら、関係者との調整、また他制度での対応が可能な場合は、制度につながるよう努めます。

② 事例に給付できる限度額は、当面の自立に必要な最低限度の額とします。

（3）「対象となる例」と主な内容

経済的援助を行う対象者は、緊急の援護を要する生計困難者で、概ね以下に該当する場合に、会員の社会福祉施設と市町社協の相談・支援担当者が必要に応じて協議し、関係機関と協議や調整を行なったうえで、最終的にはそれぞれが所属する施設長及び市町社協事務局長が協議のうえ経済的援助（現物給付）の可否を決定します。

① 生計困難により食材費の負担が困難な方

＜主な内容＞

失業や病気などにより所持金がほとんどなく、健康面や生命の危険に及ぶことが見込まれることから食材費を援助します。なお、食材を購入する際は、次回訪問を予定する期日までの日数分を目安とします。

② 生計困難により光熱水費の負担が困難な方

＜主な内容＞

滞納により電気・水道・ガスなどのライフラインが止められ、このままでは健康面や生命の危険に及ぶことが見込まれることから、滞納額の全額ではなく復旧するために必要な額を援助しライフラインを復旧します。

③ 生計困難により生活に必要な日用品の負担が困難な方

＜主な内容＞

DVから避難してきた母子家庭で、生活保護受給までの間、新たな住居で生活する上で必要な生活必需品を援助します。

なお、日用品を購入する際はリサイクル品なども考慮に入れ、できるだけ効果的な経済援助を心掛けます。所持金が少なく、生活保護受給までの生活必需品を援助します。

④ 生計困難により医療費、介護サービス費の負担が困難な方

＜主な内容＞

診察や治療が早急に必要なことが見込まれるが、医療費の支払いが困難であることを理由に受診を踏みとどまっている方に対して援助します。

介護サービスの利用にあたって、一割の自己負担が支払えず、利用を踏みとどまっている方に対して援助します。

⑤ 生計困難により家賃の負担が困難な方

<主な内容>

家賃の滞納により住居の明け渡しを迫られている場合の家賃を援助します。

- ⑥ 上記に類似する方

(4) 「対象とならない例」と主な内容

(経済的援助の対象外となる場合の相談者への説明)

ここに例示しているのは、あくまで経済的援助の対象にならない場合について掲載しており、香川おもいやりネットワーク事業における総合・相談支援が必要でない方、ということではもちろんありません。何らかの生活のしづらさを抱え、課題を抱えているという点においては、経済的援助の有無に関わらず同じことであり、むしろ相談に当たってはより丁寧に関わったり、継続的な見守りが必要となる場合が多いと思われます。

香川おもいやりネットワーク事業は、制度の狭間の制度をつくるのではなく、対象を限定するものではなく、まずはあらゆる相談を受け止める、断らず寄り添いながら相談・支援にあたることを基本としていますので、そのことを常に意識してください。

- ① 既に施設（入所型）を利用している方

<主な内容>

施設に入所している方は、その施設で何らかの形で支援を受けることができると考えられます。この事業は地域の中で困っている方を優先的に援助するものであるので、既に施設に入所している方は基本的に対象外とします。

ただし、ショートステイや老人保健施設等に入所中の方で、その施設を退所して地域での生活に移行したり、他の施設等に移ったりするために援助が必要となる場合は緊急性により行うこととなります。

- ② 介護保険サービスの上乗せ分を利用しようとする方

<主な内容>

介護サービスの利用料について、必要最低限の利用に際し支払わねばならない一割負担でさえ困難な方がいて、そのような方を優先的に援助する必要があるため、サービスの上乗せ分の利用にかかる援助については対象外とします。

- ③ 借入金、滞納金の返済にあてようとする方

<主な内容>

借入金や滞納金の返済の一部に充てたとしても根本的な課題の解決や自立に向けての援助にはつながらず、そのような対応は本事業の趣旨にそぐわないことから、借入金や滞納金の返済そのものへの援助については基本的に対象外とします。ただし、借入金そのものの返済にあてるのではなく、その処理のために弁護士等に相談したり手続きを行ったりする際の費用については対象とします。

滞納金についても、家賃の滞納により立ち退きを迫られたり、電気やガス、水道等の費用の滞納により日常の生活が送ることができなかつたりという状況にある場合には、日常の生活を維持する上で必要最低限の額については援助の対象とします。

- ④ 相談活動を行わず援助を求める方

<主な内容>

相談活動（アセスメント）を行うことによって相談者の困窮の状況を正確に把握し、そのニーズに沿って意義ある援助を行うものであり、その前提となる相談活動が全くできず、ただ経済的援助のみを求められる場合は対象外とします。

⑤ 日常生活費の支給を求める方

<主な内容>

社会貢献事業による経済的援助は、例えば半年や1年以上にわたり、継続的に行えるものではないので長期的な日常生活費を援助することはできません。

一方で、今後の勤労収入や年金受給、生活保護受給等による安定の見通しがたつたうえで、短期間の日常生活費（食材費、光熱水費、日用品費）を援助することはあります。

⑥ 嗜好品の支給を求める方

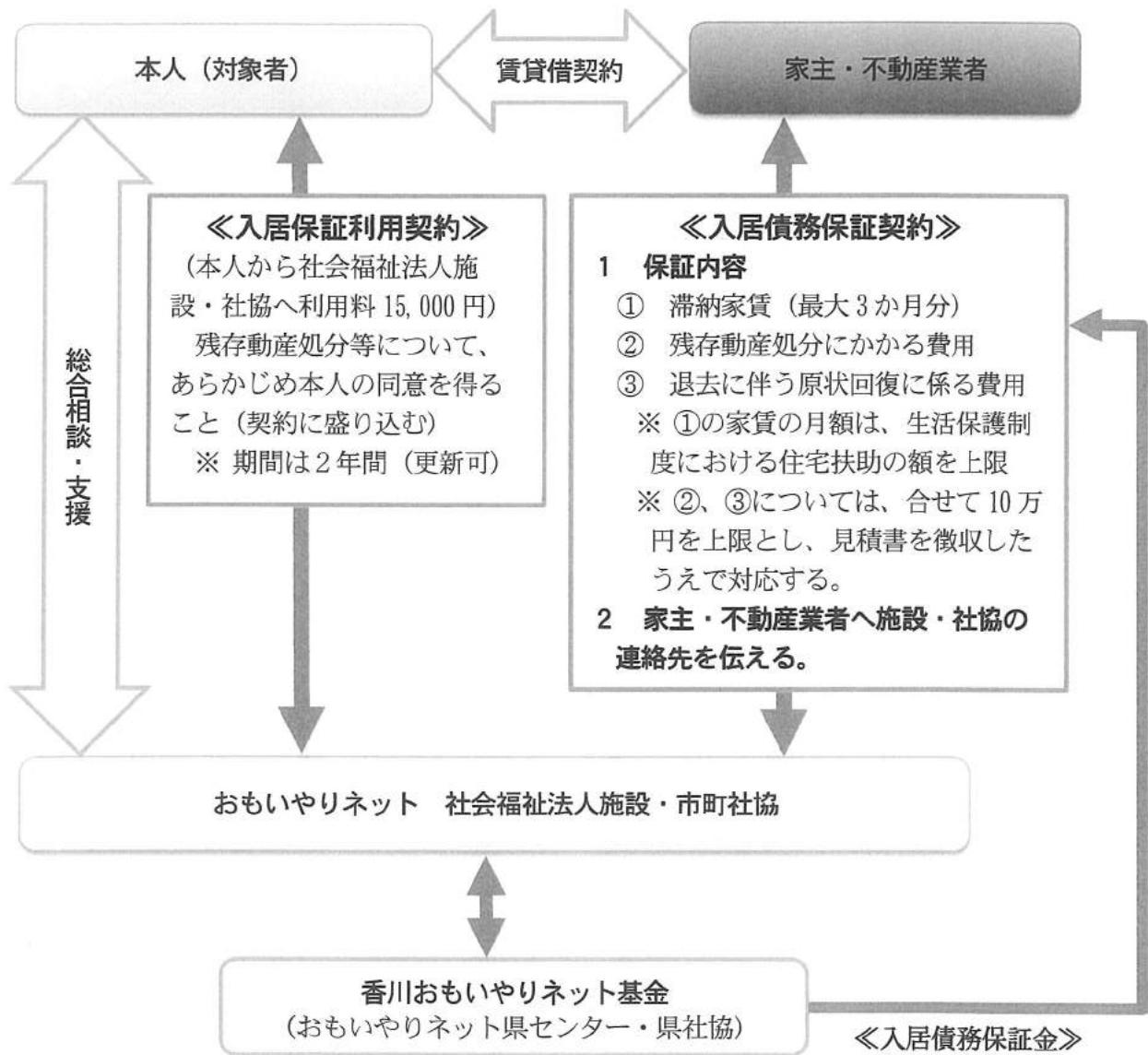
<主な内容>

嗜好品（酒、たばこ等）や奢侈品（必需品以外の物、ぜいたく品）は、原則支給できません。

3 香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業について

香川おもいやりネットワーク事業運営委員会

○ 全体の仕組み（平成28年3月7日開始）



1 目的

賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない者（以下「対象者」という。）について、香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット」という。）に参画する社会福祉法人施設・市町社協が、対象者と入居に関する保証利用契約を、また、家主又は不動産業者とは入居に関する債務保証契約を締結することにより、対象者の住居の確保を支援し、地域での生活の基盤を支えることを目的とする。

2 対象者及び対象住宅の考え方

- (1) おもいやりネット社会福祉法人施設・市町社協が関わっている方
- (2) おもいやりネットの総合相談・支援において、今後、自立した日常生活を送ることが期待できる、または、自立を目指していて、香川県内市町内の賃貸住宅に入居を希望する方
- (3) 家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、入居時の保証人の確保ができない方

め賃貸住宅への入居が困難な方

- (4) 原則、世帯の収入が住民税非課税相当以下の方
- (5) 対象住宅は、債務保証の契約が可能である賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）とする。
※ おもいやりネットや生活困窮自立支援制度など、なんらかの相談支援が関わっていることを条件とし、アセスメントをしっかり行ったうえで対応する。

3 事業の概要（ながれ）

- (1) 対象者は対象住宅に係る賃貸人と賃貸に関する仮契約を締結する。
- (2) 社会福祉法人施設・市町社協と対象者は入居保証利用契約を締結する。（様式 保1①）
- (3) 参画施設・社協と賃貸人は入居債務保証契約を締結する。（様式 保1②）※収入印紙200円を双方の契約書に添付し、割印を押す。
- (4) 対象者と賃貸人は賃貸借契約を締結する。
- (5) 社会福祉法人施設・市町社協はおもいやりネット県センターに対し、3の(4)の賃貸借契約書の写しを別に定める様式（様式 相1①～③、様式 保1①、様式 保1②、様式 保2）に添えて提出しなければならない。
- (6) おもいやりネット県センターは、社会福祉法人施設・市町社協に関わる中で発生する入居債務保証金（以下「保証金」という。）について、社会福祉法人施設・市町社協に対して交付するものとする。
- (7) 保証の対象は、次の①から③に定めるとおりとする。
 - ① 滞納家賃
 - ② 残存家財処分にかかる費用
 - ③ 退去に伴う原状回復に係る費用
- (8) 対象者本人が負担する本事業の利用料は15,000円（2か年分）とし、対象者は利用料を入居保証利用契約の締結後に、一括して速やかに社会福祉法人施設・市町社協に納付しなければならない。ただし、一括納付が難しい場合は分割納付（最長2年間）することができる。（様式 保2）
- (9) 納付された利用料は、中途退去や契約解除等の場合にあっても、これを返還しないものとする。
- (10) 社会福祉法人施設・市町社協は、対象者から納付された利用料を県センターに納付するものとする。
- (11) 様式 保1②で使用した収入印紙（200円×2枚）については半期ごとに支払いを行う。（様式 保3）
- (12) 入居債務保証積立金について
入居保証債務を履行するために必要となる保証金は、香川おもいやりネット基金の中から支出することとする。
- (13) 保証の限度額
 - ① 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。
 - ② 残存家財処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円以内の額とする。
 - ③ 本条に定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。
 - ④ 別途敷金が支払われている場合は、敷金からの支出を優先するものとする。
 - ⑤ 保証金の交付申請について別に定める様式（様式 保4）により社会福祉法人施設・市町社協が県センターに提出する。
 - ⑥ 県センターは、社会福祉法人施設・市町社協から申請書が提出されたときは、速やかにその申請内容を審査のうえ交付を決定し、社会福祉法人施設・市町社協に保証金を支払わなければなりません。

ればならない。

- (14) 保証の期間は、2年以内とする。ただし、保証期間終了後の再申請を妨げない。
- (15) 社会福祉法人施設・市町社協は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合、社会福祉法人施設・市町社協は解除した旨を賃貸人、対象者及び県センターに対して通知するものとする。
 - ① 不正又は虚偽の申請により契約を締結したことが判明したとき。
 - ② 対象者が死亡したとき。
 - ③ 対象者があらかじめ、社会福祉法人施設・市町社協に連絡、通知することなく2か月以上対象住宅に不在が続き、又は行方不明のとき。
 - ④ その他、社会福祉法人施設・市町社協の解除が適当と認めたとき。
- (16) 保証の期間満了後、引き続き入居保証を受けようとする対象者は、契約を再度締結しなければならない。

※ 原状回復の考え方

原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業
入居保証利用契約書

保証対象契約の表示

- 1 契約の年月日
- 2 契約の対象物件の内容
 - (1) 賃貸人氏名及び住所
 - (2) 利用者氏名及び住所
 - (3) 構造又は名称
 - (4) 貸付面積
 - (5) 賃料（1か月分）
 - (6) 共益費（1か月分）

（契約の締結）

第1条 香川おもいやりネットワーク事業参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会（以下「甲」という。）と入居保証利用者（以下「乙」という。）は下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関するして入居保証利用契約を締結する。

（契約期間）

第2条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（契約の変更）

第3条 表示事項に変更があった場合は、乙は甲と第1条の契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第4条 保証の対象は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃（建物賃料、共益費）
- (2) 残存動産処分にかかる費用
- (3) 退去に伴う原状回復費用にかかる費用

（保証料）

第5条 保証料は、15,000円とし、乙は一括して甲に納付しなければならない。ただし、一括納付が困難な場合は分割で納付することができる。

- 2 前項の保証料について一括納付の場合は第1条に規定する契約の締結後、速やかに納付しなければならない。分割納付の場合は、この契約締結から最長2年間の分割払いとする。
- 3 納付された保証料は、中途退去や契約に解除等の場合にあっても、これを返還しないものとする。

(保証の限度額)

第6条 保証の限度は下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。
- (2) 対象住宅内の残存動産処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円とする。
- (3) 本条で定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

(原状回復の考え方)

第7条 原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除することができる。この場合、解除した旨を貸借人に対しても通知することとする。

- (1) 乙が香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条に掲げる要件を欠いたとき
- (2) 乙に不正又は虚偽の申請があったとき
- (3) 乙が死亡したとき。ただし、第10条に関する委任契約はこの限りでない。また、保証債務は死亡時点での清算する。
- (4) 乙があらかじめ甲に連絡、通知することなく2か月以上対象住宅に不在が続き、又は行方不明のとき
- (5) その他、乙に著しく不当と認めた行為があったと甲が認めたとき

(契約の再申請)

第9条 第2条に規定する保証の期間満了後、乙が引き続き入居保証を受けようとするときは、第1条に規定する契約を再度締結しなければならない。

2 乙が契約の再締結を希望する場合は、甲に対して期間満了日の6か月前から1か月前の間に契約の再申請を行わなければならない。

(死亡した際の残存動産の処分)

第10条 乙が死亡した際の対象物件内の残存動産処分は、下記のとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対し死亡した際の残存動産の処分について委任するものとする。ただし第6条の範囲内に限定する。
- (2) 乙が死亡したときは、甲は残存動産の処分に伴う費用を支出する。
- (3) 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は乙の相続人に返還するものとする。

(行方不明時の残存動産の処分)

第11条 乙が第8条第4号に該当した場合、残存する動産の所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は乙または乙の相続人に返還するものとする。

(表示物件管理のための立入)

第12条 甲は、表示物件管理のため必要と認めるときは、貸借人の了解のもと当該物件内に立ち入ることができるるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(委任)

第13条 この契約に定めるもののほか、実施要綱によるものとする。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、甲及び乙双方が署名又は記名及び押印の上、各自が1通を保有する。

平成 年 月 日

香川おもいやりネットワーク事業参画法人社会福祉施設・社会福祉協議会
保証人（甲） 住 所

氏 名

印

利用者（乙） 住 所

氏 名

印

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業
入居債務保証契約書

保証対象契約の表示

- 1 契約の年月日
- 2 契約の対象物件の内容
 - (1) 賃貸人氏名及び住所
 - (2) 賃借人氏名及び住所
 - (3) 構造又は名称
 - (4) 貸付面積
 - (5) 賃料（1か月分）
 - (6) 共益費（1か月分）

（契約の締結）

第1条 香川おもいやりネットワーク事業参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）は下記の事項を双方承諾の上、表示契約に関して入居債務保証契約を締結する。

（契約期間）

第2条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（契約の変更）

第3条 表示事項に変更があった場合は、乙は甲と第1条の契約を変更しなければならない。

（保証の対象）

第4条 保証の対象は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃（建物賃料、共益費）
- (2) 残存動産処分にかかる費用
- (3) 退去に伴う原状回復費用にかかる費用

（賃借人の通知義務）

第5条 乙は、家賃の滞納が累計で2か月分となった時点で、または、賃貸借契約を解除した場合は、甲に対しその旨を通知しなければならない。

（保証の優先順位）

第6条 第4条に規定する保証について、別途敷金が支払われている場合は、敷金からの支出を優先する。

（保証の限度額）

第7条 保証の限度は下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。

- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円とする。
- (3) 本条で定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

(原状回復の考え方)

第8条 原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、賃借人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、解除した旨を乙に対しても通知することとする。

- (1) 表示契約にかかる物件に関して、甲と賃借人が締結する「入居保証利用契約」が解除されたとき
- (2) 表示契約にかかる物件に関して、乙と賃借人が締結する「賃貸借契約」が解除されたとき

(契約の再申請)

第10条 第2条に規定する保証の期間満了後、乙が引き続き入居債務保証を受けようとするときは、第1条に規定する契約を再度締結しなければならない。

2 乙が契約の再締結を希望する場合は、甲に対して期間満了日の6か月前から2か月前の間に契約の再申請を行わなければならない。

(賃借人が死亡した際の残存動産の処分)

第11条 賃借人が死亡した際の残存動産処分は、下記のとおりとする。

- (1) 賃借人が死亡したときは、甲は残存動産の処分に伴う費用を支出する。
- (2) 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は賃借人の相続人に返還するものとする。

(賃借人が行方不明時の残存動産の処分)

第12条 賃借人が香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第16条第4号に該当した場合、残存する動産の所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べないものとする。

2 甲は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は賃借人または賃借人の相続人に返還するものとする。

(表示物件管理のための立入)

第13条 甲は、表示物件管理のため必要と認めるときは、乙の了解のもと当該物件内に立ち入ることができるものとし、賃借人はこれに協力しなければならない。

(委任)

第14条 この契約に定めるもののほか、実施要綱によるものとする。

以上の契約の証として、本契約書を2通作成し、甲及び乙双方が署名又は記名及び押印の上、各自が1通を保有する。

平成 年 月 日

香川おもいやりネットワーク事業参画法人社会福祉施設・社会福祉協議会
保証人（甲） 住 所

氏 名

印

賃貸人（乙） 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日

香川おもいやりネットワーク事業県センター
社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長 様

香川おもいやりネットワーク事業

参画法人名

代表者氏名

(印)

担当者氏名 ()

〒
住 所

電話番号

FAX番号

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業
利用通知書・保証料(利用料)納付通知書

標記事業の利用に関し、下記のとおり通知いたします。

1 事業利用者氏名	
2 事業契約締結日	平成 年 月 日
3 保証料(利用料) 振込予定日	平成 年 月 日
4 連絡欄	

※ 本様式受付後、県センターから振込用紙を送付いたしますので、手続きをお願いいたします。

○添付書類

- (1) 香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業要綱第6条に規定する各契約書写
- (2) 香川おもいやりネットワーク事業
総合相談・支援 相談受付票・アセスメント票・支援経過

平成 年 月 日

香川県社会福祉協議会会長 様

所在地

団体名

代表者名

印

担当者名

連絡先

**香川おもいやりネットワーク事業
「入居債務保証支援モデル事業」経費請求書**

下記金額を請求します。

記

1 請 求 額 円
印紙代@400円× 名分

2 振込先銀行口座

銀行名	銀行	支店名	支店
預金種類	普通・当座	口座番号	No.
フリガナ			
名 義			

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業 保証金請求書

平成 年 月 日

香川おもいやりネットワーク事業県センター
社会福祉法人香川県社会福祉協議会会長 様

香川おもいやりネットワーク事業

参画法人名

代表者氏名

(印)

担当者氏名 ()

〒 -

住 所

電話番号

FAX番号

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱第15条の規程により下記のとおり請求します

記

入居債務保証金が必要となつた理由（具体的に）	
------------------------	--

ふりがな	
賃借人氏名	
賃借人電話番号	() -
該当賃貸物件名	
該当賃貸物件住所	〒

①月額家賃（建物賃料、共益費）金額	円	
②滞納家賃（建物賃料、共益費）金額	円	
③残存家財処分費用	円	
④原状回復費用	円	
⑤保証債務合計額	円	②+③+④
⑥保証限度額	滞納家賃（建物賃料、共益費）	円 第11条第1項に定める月額家賃3月以内
	残存家財処分及び原状回復費用	円 第11条第2項に定める金額の範囲内
⑦その他（ ）	円	
⑧相殺可能額	円	敷金等
入居債務保証金請求額	円	⑥+⑦-⑧

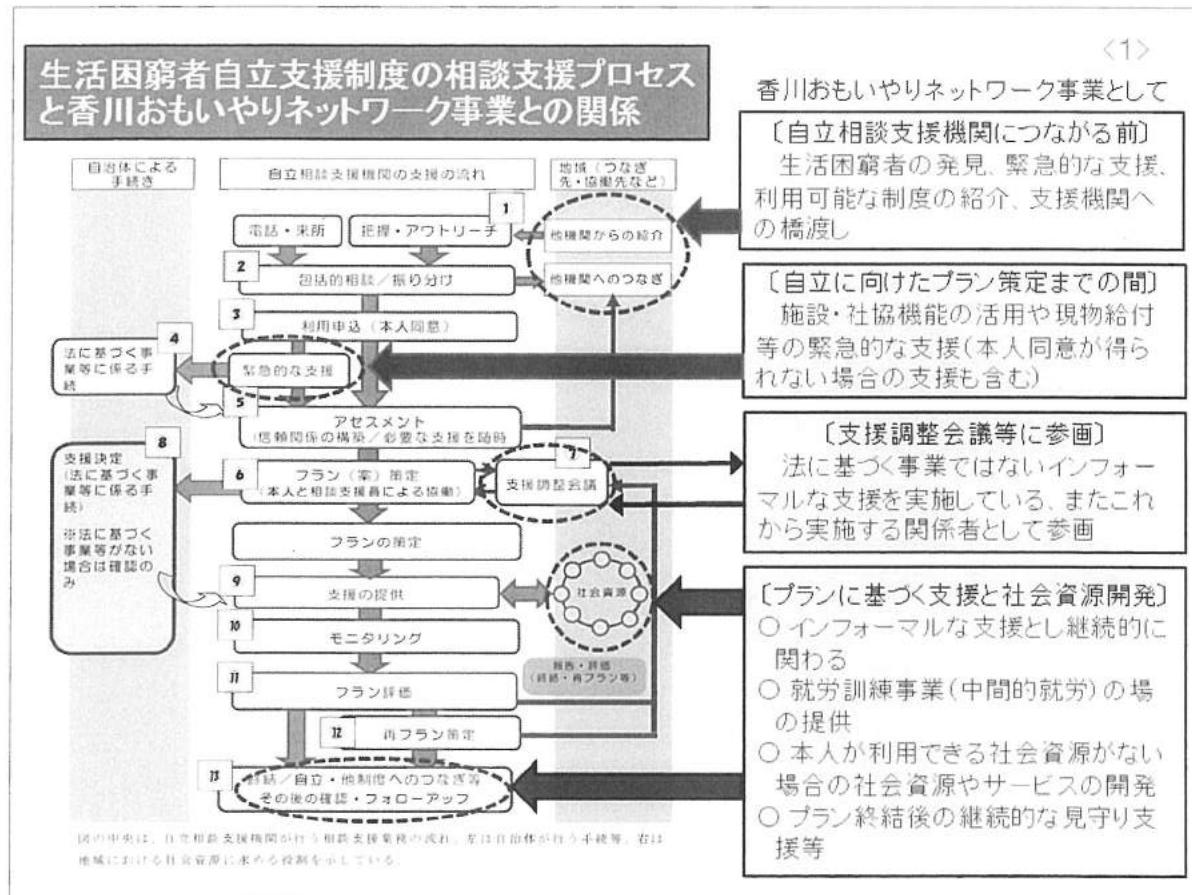
○振込先口座

金融機関名			
支店名		口座種類	
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

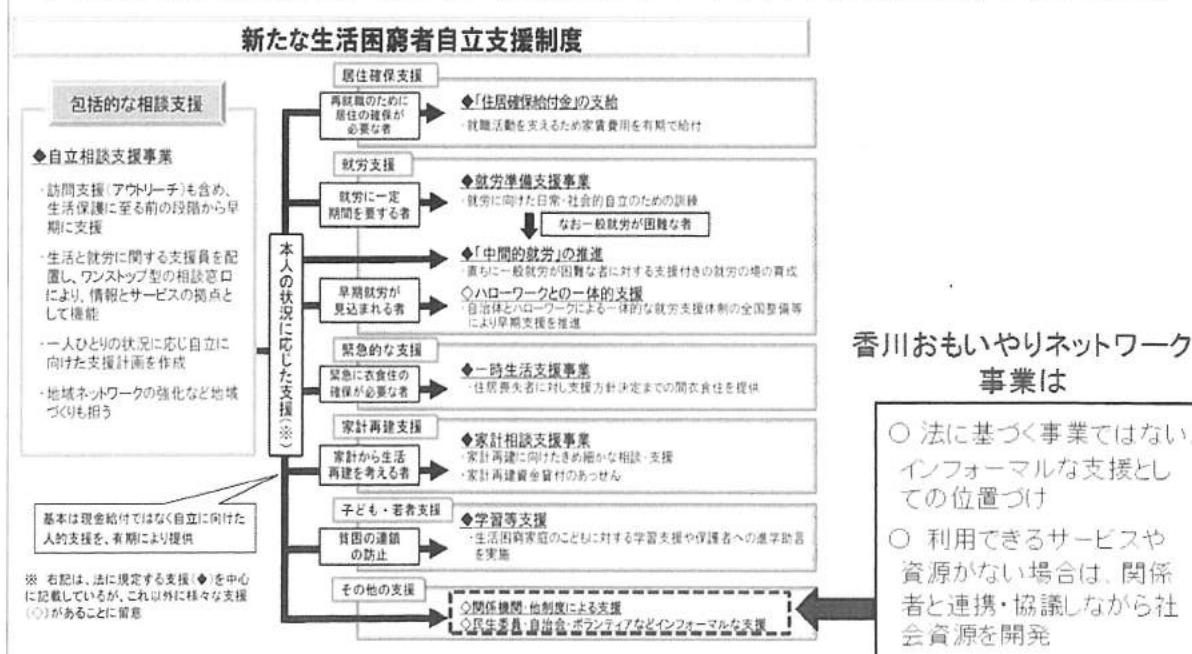
○添付書類

- (1) 要綱第6条に規定する各契約書写（利用通知書提出時のものと変更なければ提出不要）
- (2) 上記⑥⑦（滞納家賃、残存家財処分及び原状回復費用）を証明する書類（写で可）

4 生活困窮者自立支援制度との違い

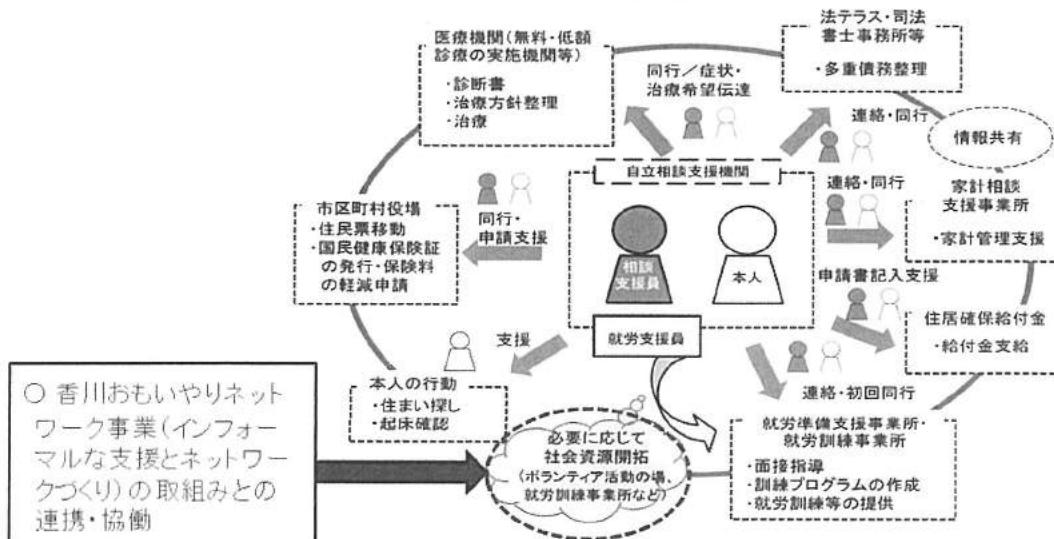


（2）
生活困窮者自立支援制度における支援内容には、「**法に基づく事業等に限らず、様々なフォーマル、インフォーマル支援が一体的に提供されることが必要**」（「**自立相談支援事業の手引き**」から／平成27年3月9日・厚生労働省）とされており、香川おもいやりネットワーク事業は、まさにインフォーマルな支援や新たな社会資源開発の協議の場（機能）として位置づけられ、生活困窮者支援におけるより重層的なセーフティネットの構築をめざすものである。



生活困窮者自立支援制度における具体的な支援に当たっては、「複合的な課題を抱える本人に対して、包括的な支援を提供するため、自立相談支援機関は、ハローワーク、福祉事務所、障害福祉サービスの事業所等、様々な機関と連携する。また、民生委員のほか、自治会や商店街といったインフォーマルな部門とも協働する。」（「自立相談支援事業の手引き」から／平成27年3月9日・厚生労働省）とされており、チームによる支援の必要性が求められており、香川おもいやりネットワーク事業における取組（インフォーマルな支援とネットワークづくり）との連携・協働が考えられる。

図表22 支援提供のイメージ



＜4＞

対象者の考え方について

中 平成25年12月10日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1（抜粋）

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないよう明確に示すべき。

（回答）

○ 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第2条第1項）である。（※ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。）

○ その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。（※また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。）

○ 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。

また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままで、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。

○ このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。

この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担当のではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通して、新たな社会資源を開拓していくことが求められる。

地域ネットワーク会議の位置づけ

○ なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

○ いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示していただきたいと考えている。

10

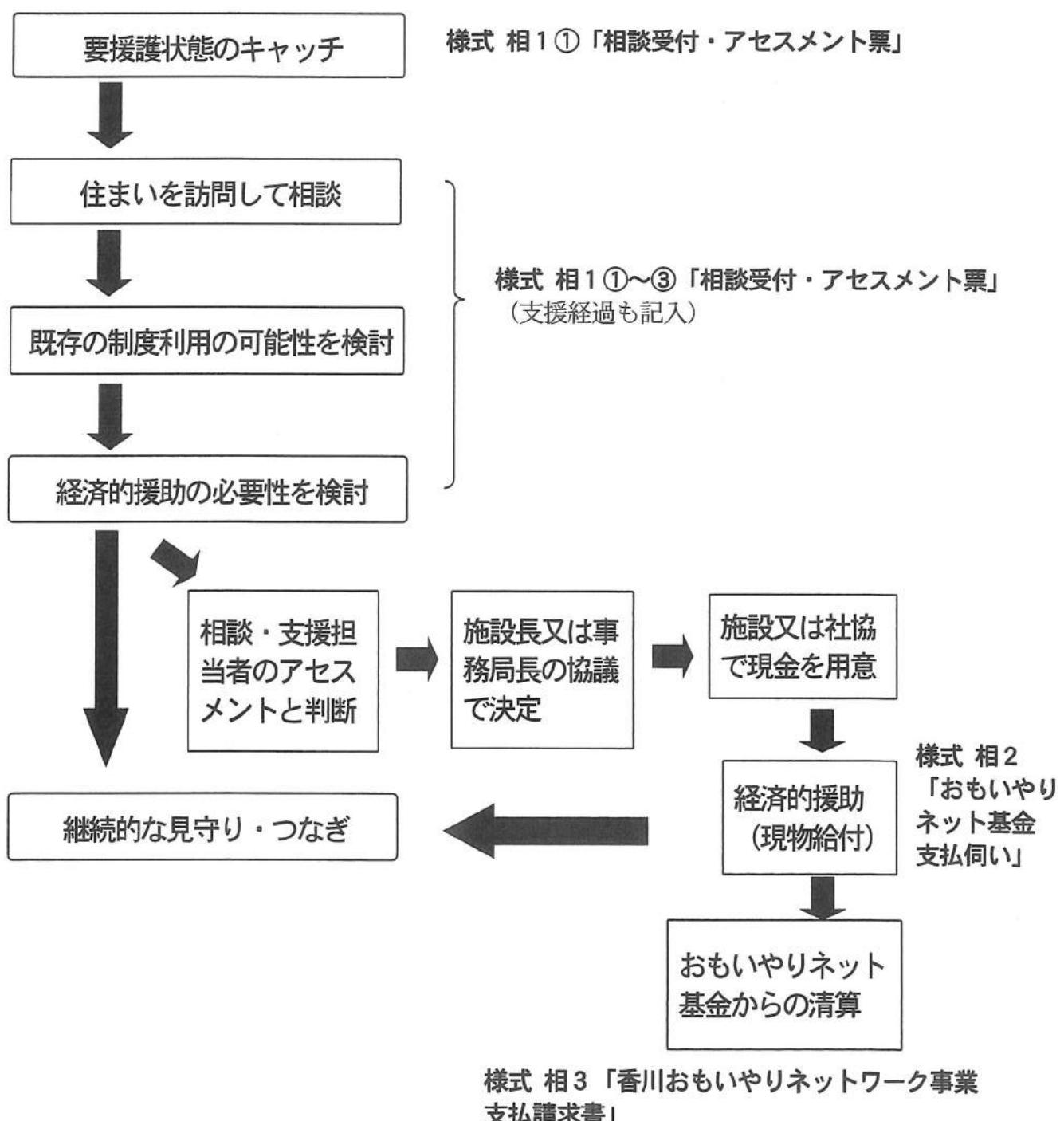
第3章 事務処理

1 記録について

要援護者に対する適切かつ有益な支援の継続、また、記録の蓄積により相談支援の充実や事業の発展につながるなど、記録は様々な点で極めて重要な意味を持ちます。相談支援の各段階における記録を作成し報告します。

なお、記録は香川おもいやりネットワーク事業支援システムを使います。

(1) 総合相談・支援の流れと各記録様式



(2) 各記録様式の趣旨

様式 相1①～③「相談受付・アセスメント票」

福祉事務所などからの紹介、相談者本人や家族からの相談が入った相談開始時に相談内容及び初回の対応状況、また、相談開始後、相談者宅への訪問により相談者の状況について情報を収集し、特に経済的援助を行うに当たっての課題を整理し記入します。相談受付・アセスメント票は支援終結まで、担当の相談・支援担当者が管理します。

さらには、相談開始時から訪問相談、経済的援助における支援の状況や相談者の様子（支援経過）を記入します。

様式 相2「おもいやりネット基金支払伺い」（経済的援助を行った場合のみ）

経済的援助が必要と判断し、現物給付を行うことを決定した際に記入し、施設長又は市町社協事務局長の決裁をとります。

(3) 各記録様式の提出先・方法

報告・記録	提出時期	提出・連絡先	提出方法
様式 相1①～③「相談受付・アセスメント票」	随時、香川おもいやりネットワーク事業支援システムに入力	入力後、メールまたは電話にて県社協（県センター）へ連絡	システム
様式 相2「おもいやりネット基金支払伺い」	随時、香川おもいやりネットワーク事業支援システムに入力	入力後、メールまたは電話にて県社協（県センター）へ連絡	システム
様式 相3「香川おもいやりネットワーク事業支払請求書」（レシート等金額が分かるものの写しを添付）	当月分を月末まで	各施設・市町社協⇒県社協（県センター）	郵送
様式 相4「香川おもいやりネットワーク事業返還金報告書」	随時、香川おもいやりネットワーク事業支援システムに入力	入力後、メールまたは電話にて県社協（県センター）へ連絡	システム

※ 各報告・記録（内容）については、個人情報の管理に十分留意して、各市町内の会員社会福祉施設と市町社協で、支援に必要な情報として共有してください。

(4) 相談支援活動状況の報告

事業を実施していくうえでの情報共有のため、各会員社会福祉施設と市町社協の相談支援活動の状況については、県社協事務局から情報発信していきます。

2 経理処理

(1) おもいやりネット基金への支払申請

様式 相3「香川おもいやりネットワーク事業支払い請求書」に必要事項を記入・押印し、原則として当月分を月末までに県社協に郵送により請求します。

- 添付書類・・・領収書（写）やレシート（写）等、支払いを証明する書類

(2) 費用の振込方法

県社協は、支払申請書を確認した後、指定口座に費用を振り込みます。なお、原則として、月末までに県社協に申請があったものを、翌月末に振り込みます。

3 各様式

様式 相1①～③「相談受付・アセスメント票」、様式 相2「おもいやりネット基金支払伺い」、様式 相4「香川おもいやりネットワーク事業返還金報告書」については以下の URL からアクセスして入力します。ID とパスワードは郵送でお知らせしています。

【香川おもいやりネットワーク事業支援システム】

<https://kagawa-omoiyari.jp/login/>

各 記 錄 樣 式

施設長 ・事務局長				

様式 相1①

香川おもいやりネットワーク事業 総合相談・支援事業
相談受付・アセスメント票

初回受付日	平成 年 月 日
-------	----------

■本人の情報

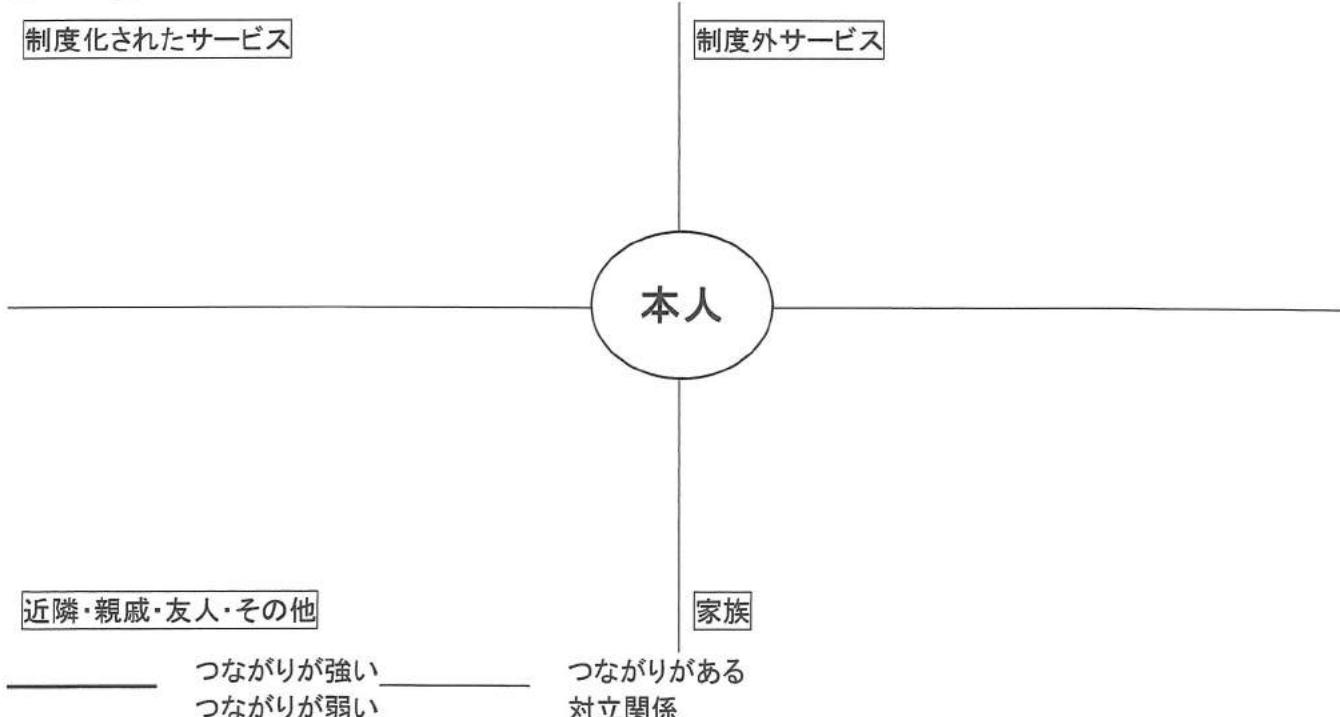
ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名				生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
住所	〒 -				
電話	自宅	() -		携帯	() -
メール					

■相談内容

施設・ 社協名			相談・支援 担当者	
相談者				
相談者と本 人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(本人との関係 _____) <input type="checkbox"/> その他(本人との関係 _____)			
相談経路	<input type="checkbox"/> 本人からの連絡(来所) <input type="checkbox"/> 本人自ら連絡(電話・メール) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(来所) <input type="checkbox"/> 家族・知人から連絡(電話・メール) <input type="checkbox"/> 社協がアウトリーチ <input type="checkbox"/> 関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名: _____) <input type="checkbox"/> その他(_____)			
相談内容	<input type="checkbox"/> 病気や健康、障害のこと <input type="checkbox"/> 住まいのこと <input type="checkbox"/> 収入・生活費のこと <input type="checkbox"/> 家賃やローンの支払いのこと <input type="checkbox"/> 税金や公共料金等の支払いについて <input type="checkbox"/> 債務について <input type="checkbox"/> 仕事探し、就職のこと <input type="checkbox"/> 仕事上の不安やトラブルのこと <input type="checkbox"/> 地域との関係について <input type="checkbox"/> 家族との関係について <input type="checkbox"/> 子育てのこと <input type="checkbox"/> 介護のこと <input type="checkbox"/> ひきこもり・不登校 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 食べるものがいない <input type="checkbox"/> その他(_____)			

概要	家族関係図(周囲との関係性も含めて記載)	
	本人の状況	健康状態: 仕事: 収入: 障害等
世帯状況		
世帯人数		
連携・協働している機関等	<input type="checkbox"/> 行政(課名等:) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金(<input type="checkbox"/> 総合支援資金 <input type="checkbox"/> 福祉資金 <input type="checkbox"/> 教育支援資金 <input type="checkbox"/> 不動産担保型) <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援機関(<input type="checkbox"/> 自立相談支援 <input type="checkbox"/> 住宅確保 <input type="checkbox"/> 家計支援 <input type="checkbox"/> 就労準備 <input type="checkbox"/> 学習支援) <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所等() <input type="checkbox"/> 医療() <input type="checkbox"/> 障害者相談支援事業所() <input type="checkbox"/> フードバンク <input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> ハローワーク・人材センター <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 企業() <input type="checkbox"/> その他()	
今後の支援の方針		

■エコマップ



※相談・支援を行う中で、制度等につないだ場合にご記入ください。

支援の中心となる機関	<input type="checkbox"/> 行政(課名等:) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 生活福祉資金 <input type="checkbox"/> 総合支援資金 <input type="checkbox"/> 福祉資金 <input type="checkbox"/> 教育支援資金 <input type="checkbox"/> 不動産担保型) <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業 <input type="checkbox"/> その他()			
	<input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援機関(<input type="checkbox"/> 自立相談支援 <input type="checkbox"/> 住宅確保 <input type="checkbox"/> 家計支援 <input type="checkbox"/> 就労準備 <input type="checkbox"/> 学習支援) <input type="checkbox"/> 福祉施設・事業所等() <input type="checkbox"/> 医療()			
	<input type="checkbox"/> 障害者相談支援事業所()			
	<input type="checkbox"/> フードバンク <input type="checkbox"/> 民生委員児童委員 <input type="checkbox"/> ハローワーク・人材センター			
	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 企業()			
	<input type="checkbox"/> その他()			
		今後の方向性	<input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 福祉制度利用 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス利用 <input type="checkbox"/> 就労支援 <input type="checkbox"/> 債務整理支援 <input type="checkbox"/> 家族への支援 <input type="checkbox"/> その他()	
今回 の 支 援 の 自 己 評 價				

■支援経過

日時	担当者	対応内容	連携した社会資源等
			<input type="checkbox"/> 制度・サービス (具体的に:) <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等の資源 (具体的に:) <input type="checkbox"/> 現物給付 (具体的に:) <input type="checkbox"/> フードバンク <input type="checkbox"/> その他 (具体的に:)

施設長 ・事務局長				

様式 相2

香川おもいやりネットワーク事業総合相談・支援事業 おもいやりネット基金支払伺い

平成 年 月 日()

No.

対象者	※FAX送信時は必ず、仮名(アルファベット等)でご報告ください フリガナ		施設・社協名	
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 氏名 <input type="checkbox"/> その他		相談・支援担当者氏名	
紹介 経路	相談者種別 ※複数回答可	相談者種別 ※複数回答可	<input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 児童 <input type="checkbox"/> 母子・寡婦 <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 <input type="checkbox"/> DV <input type="checkbox"/> 虐待 <input type="checkbox"/> 多重債務 <input type="checkbox"/> 生活保護 (<input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中) <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 入居債務保証 <input type="checkbox"/> その他()	
相談 概要				
経済 援助 理由				
給付 内容	支払先	援助内容 ※複数回答可	<input type="checkbox"/> 食材 <input type="checkbox"/> 光熱水費 <input type="checkbox"/> 住居関係 <input type="checkbox"/> 日用品費 <input type="checkbox"/> 交通費 <input type="checkbox"/> 医療費 <input type="checkbox"/> 介護サービス費 <input type="checkbox"/> 成年後見申立費 <input type="checkbox"/> その他()	
	給付金額	円		
支給決定日	平成 年 月 日		支援日	平成 年 月 日

県社協受理	年 月 日	
-------	-------	--

平成 年 月 日

香川県社会福祉協議会会长 様

所在地

団体名

代表者名

印

担当者名

連絡先

**香川おもいやりネットワーク事業
支払請求書**

下記により支払を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

記

1 請 求 額 _____ 円

2 申請額の内訳

No.	支援日	内 容	金 額	事例No.
1	月 日		円	
2	月 日		円	
3	月 日		円	
4	月 日		円	
5	月 日		円	
合 計			円	

3 添付書類

4 振込先銀行口座

銀行名	銀行	支店名	支店
預金種類	普通・当座	口座番号	No.
フリガナ			
名 義			

平成 年 月 日

社会福祉法人香川県社会福祉協議会
香川おもいやりネットワーク事業県センター 宛

施設・社協名

担当者名

連絡先

香川おもいやりネットワーク事業 返還金報告書

下記のとおり返還がありましたので、報告します。

1 返還金受取日	平成 年 月 日
2 県社協振込予定日	平成 年 月 日
3 金額	
(1) 返還金額	円
(2) 振込手数料 (差引額)	円
(3) 県社協振込額 $= (1) - (2)$	円
4 連絡欄	① 対象者氏名 _____ ② その他 _____

香川おもいやりネットワーク事業 総合相談・支援事業に関する様式一覧

事業	様式番号	書類名	ページ
支援事業 ・ 総合相談	様式 相1①～③	相談受付・アセスメント票	38～40
	様式 相2	おもいやりネット基金支払伺い	41
	様式 相3	香川おもいやりネットワーク事業支払請求書	42
	様式 相4	香川おもいやりネットワーク事業返還金報告書	43
支援事業 ・ 入居債務保証 モデル事業	様式 保1①	入居保証利用契約書	22～24
	様式 保1②	入居債務保証契約書	25～27
	様式 保2	利用通知書・保証料（利用料）納付通知書	28
	様式 保3	「入居債務保証支援モデル事業」経費請求書	29
	様式 保4	保証金請求書	30～31

第4章 ネットワークづくり

1 地域ネットワーク会議について

地域ネットワーク会議は、地域のネットワーク体制づくり（お互いの顔の見える関係づくり）、地域の課題や社会資源等の共有、人材育成及び福祉教育の推進等を目的としており、香川おもいやりネットワーク事業の様々な取組みの基礎となる重要な取組みです。

2 地域ネットワーク会議の開催について

地域ネットワーク会議は、地域内の参加法人同士の連携協働はもちろん、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、行政との連携協働を意識して取組みを進めます。

開催場所や頻度、内容等については、市町ごとに検討し、取組みを進めていくことになりますが、これまでの開催状況をもとにいくつか例示します。

(1) 開催場所や頻度

- 施設見学を兼ねて参画社会福祉施設、社協で順番に開催（毎回会場を変更して開催）、または、場所を固定して開催
- 定例開催（毎月1回／2～3か月に1回／年間2回 等）
【さぬき市の例：平成28年度実施状況より】
 - ▶個別ケース検討会議 月1回
 - ▶代表者会・実務者会 年1回

(2) 参加者

参画社会福祉施設、社協のみで開催している市町が多いのが現状ですが、取組みを進めるうえで、民生委員・児童委員等の参加もぜひ検討してください。

- 参画社会福祉施設、社協の担当者
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉関係者
(社会福祉施設等職員、医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー等)
- 行政

(2) 会議の内容

- 参画社会福祉施設、社協、民生委員・児童委員の活動の紹介
- 地域の強み・課題の共有
- 地域の社会資源に関する情報の共有
- 事例検討
- サービス開発
- 勉強会・研修会（制度やサービス、他の市町の取組み等）
- 香川おもいやりネットワーク事業の広報啓発
(地域内の広報啓発のためのイベント開催等も含む)
- 県全体で協議が必要な事項の提案

(4) その他

各市町においては、地域ネットワーク会議以外にも地域の関係者が集まり、課題や対応について協議をする場（高齢、障害、児童等分野別、例えば地域ケア会議等）があり、参加者が重複していることもあります。今後、地域での会議の開催方法について検討していくことが必要です。

(参考資料)

香川おもいやりネットワーク事業実施要綱

核家族化や少子高齢化の進行、家庭における相互扶助の機能の低下、地域住民相互のつながりの希薄化等により、地域で孤立して様々な「生活のしづらさ」を抱えているにもかかわらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題及び生活課題が深刻化している。

社会福祉法人香川県社会福祉協議会は、香川おもいやりネットワーク事業を、このような課題に対応する社会福祉関係者の協働の取組として、さらには、社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、香川県内の社会福祉法人、民生委員・児童委員その他の関係者が協働し、実施する香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット事業」という。）について、基本的な事項を定め、生活のしづらさを抱えた者を包括的に支援する仕組みをつくり、もって、地域における様々な福祉課題及び生活課題に対応することを目的とする。

(実施主体)

第2条 おもいやりネット事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及びおもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人（以下「参加法人」という。）の協働の事業として実施するものとする。

(おもいやりネット事業実施法人の参加等)

第3条 おもいやりネット事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会会长（以下「会長」という。）が別に定める入会申込書を提出するものとする。

- 2 参加法人は、おもいやりネット事業の実施に当たり、相互に協働して事業に取り組むとともに、社会福祉法人、社会福祉施設、民生委員・児童委員、関係行政機関、関係団体等との連携に努めるものとする。
- 3 参加法人は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(実施事業)

第4条 県社協及び参加法人は、地域のネットワークを構築する事業として、次に掲げるものを実施する。

(1) 地域のネットワーク体制づくり

- ア 地域ネットワーク会議の開催（おもいやりネット事業の関係者による連携・協働（情報交換）の場づくり等）
- イ 地域の社会資源の活用や新しいサービスの開発の検討
- ウ 地域の居場所づくりの推進（世代や分野を超えた居場所づくり等）
- エ 地域の権利擁護の推進（成年後見制度の利用促進、地域の見守り支援体制の強化等）

- (2) 総合相談及び支援
 - ア 地域の福祉課題及び生活課題の把握並びに総合的な生活相談及び支援の取組
 - イ 地域トータルサポート会議（個別支援調整会議）の開催
 - (3) 地域の人材育成及び福祉教育の推進（専門職、住民の学びの場づくり等）
- 2 県社協は、おもいやりネット事業センターを設置して行う事業として、次に掲げるものを実施する。
- (1) 前項各号に掲げるものの実施に対する支援
 - ア 参加法人の担当者（総合相談・支援事業の担当者）に対する研修（コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修、スキルアップ研修等）の開催等人材育成に関すること。
 - イ 新しいサービス開発のためのテーマ別検討会議の開催
 - (2) 権利擁護・成年後見支援センターの機能強化
 - (3) おもいやりネット事業に係る取組の情報発信及び政策提言
 - (4) おもいやりネット事業の事務局の運営
 - (5) その他おもいやりネット事業推進のために必要な事業
- 3 第1項各号に掲げる事業の実施に必要な運営要領は、別に定める。

（香川おもいやりネット基金の設置等）

- 第5条 おもいやりネット事業を実施するため、県社協に香川おもいやりネット基金（以下「基金」という。）を設置する。
- 2 基金の財源は、社会福祉法人からの年会費、寄附金等をもって充てる。
 - 3 社会福祉法人からの年会費については、別表のとおりとする。
 - 4 おもいやりネット事業の実施に要する経費の財源には、基金を充てるものとする。
 - 5 基金は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

（おもいやりネット事業運営委員会の設置等）

- 第6条 第1条の目的を達成し、及び基金の管理運営を行うため、香川県社会福祉協議会定款第20条第3項に基づき、香川おもいやりネットワーク事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）を設置する。
- 2 事業運営委員会は12名以内の委員で構成し、社会福祉法人の役職員、民生委員・児童委員、学識経験者その他必要と認められる者のうちから、会長が委嘱する。
 - 3 事業運営委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 4 委員長は、事業運営委員会を招集し、その議長となる。
 - 5 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は、再任ができる。
 - 8 事業運営委員会は、おもいやりネット事業の検討及び検証並びに第4条第3項の運営要領の検討を行う。
 - 9 事業運営委員会は、第4条第1項各号に掲げる事業の取組についての協議を行うため、必要に応じて小委員会を設置することができる。
 - 10 事業運営委員会に、おもいやりネット事業の推進について助言を得るため、必要に応

じてアドバイザーを置くことができる。

11 アドバイザーは、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

12 アドバイザーは、事業運営委員会に出席し、助言及び提言を行うものとする。

(個人情報)

第7条 おもいやりネット事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者で情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる役職員等が業務上知り得た情報を漏らすことのないように、会長及び参加法人は役職員等に周知徹底を図る等の対策を講ずるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、おもいやりネット事業の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

2 この要綱に基づいて最初に任命された事業運営委員会の委員の任期は、第6条第6項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

〔別表〕

香川おもいやりネットワーク事業基金 参加法人会費

種 別		年額(円)
老人福祉施設	介護保険	特別養護老人ホーム 200,000
		介護老人保健施設 200,000
	介護保険以外	養護老人ホーム 100,000
		軽費老人ホーム・ケアハウス 100,000
障害者施設	入所	障害者支援施設 200,000
	通所	障害福祉サービス事業所 50,000
児童福祉施設	入所 (措置)	児童養護施設 100,000
		情緒障害児短期治療施設 100,000
		乳児院 100,000
	通所	保育所等 50,000
生活保護施設	入所 (措置)	救護施設 100,000
その他	入所・通所	上記以外の施設 50,000
社協		県・市社会福祉協議会 100,000
		町社会福祉協議会 50,000

香川おもいやりネットワーク事業 協力会員会費

区 分		年額(円)
協力会員	個人	1口 10,000 (1口以上)
	法人・団体	1口 10,000 (5口以上)

香川おもいやりネットワーク事業総合相談・支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク事業総合相談・支援事業（以下「おもいやりネット相談支援事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 おもいやりネット相談支援事業実施に当たっては、各市町内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(事業の位置づけ)

第4条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法第2条第3項第1号に定められた第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけ、各参加法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と規定する。

(実施事業の内容)

第5条 おもいやりネット相談支援事業では次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 総合生活相談・支援事業の実施

参加法人は本要領第6条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者（生活のしづらさを抱える方）に対する訪問・相談活動を通じて福祉課題・生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用するとともに、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(2) 地域トータルサポート会議の開催

要支援者のアセスメント等に基づき、個別の課題を整理し、具体的な支援目標や支援の計画、経済的援助の必要性等を検討する地域トータルサポート会議を、各市町ごとに各参加法人が協働して開催する。

2 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たっては、要綱第4条第1号及び第3号に規定する各事業（地域のネットワーク体制づくり、地域の人材育成及び福祉教育の推進）と連携し効果的に取り組むものとする。

(相談・支援担当者の配置)

第6条 この事業の実施に当たり、各参加法人は地域福祉の推進に熱意がある職員のうち、相談援助等の職にある者又はその経験のある相談員等の中からおもいやりネット相談支援事業を担当し、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者（以下「相談等担当者」という。）を配置する。

- 2 相談等担当者は、要綱第4条の第2項に規定する香川おもいやりネットワーク事業県センター（以下「県センター」という。）が実施するコミュニティソーシャルワークに関する養成研修を、原則受講するものとする。
- 3 配置した相談等担当者に変更がある場合は、参加法人は県センターに報告する。

(相談・支援担当者の役割)

第7条 相談等担当者は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、同一市町内の参加法人と連携して、原則として相談者を訪問したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてトータルサポート会議を開催し支援目標や計画等を作成しながら問題解決に向けて支援する。

- 2 相談等担当者は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等の人材、機能と連携（多職種と連携）し、地域の要支援者に対してさまざまな相談支援活動を継続的に行うものとし、種別や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用するとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

(経済的援助の対象者)

第8条 おもいやりネット相談支援事業における経済的援助の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の（1）から（5）に掲げる者を含む世帯とする。

なお、支払いは要支援者本人に代わり各事業者等に対して行うものとする。

- (1) 生計困難により食材費の負担が困難な方
- (2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方
- (3) 生計困難により生活に必要な日用品費の負担が困難な方
- (4) 生計困難により医療・介護・福祉サービス費の負担が困難な方
- (5) 上記に類似する方

- 2 前項の規定にかかわらず、次の（1）から（7）に掲げる場合は対象としない。

- (1) 施設に入所している場合
- (2) 生活保護を受給している場合
- (3) 介護・福祉サービスの給付限度額を超えて利用しようとする場合
- (4) 借入金、滞納金の返済に充てようとする場合
- (5) おもいやりネット相談支援事業の相談支援を受諾しない場合
- (6) 現金給付を求めたり現物給付のみを求める場合
- (7) 上記に類似する場合

- 3 経済的援助は原則として給付とする、ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を受け入れることとする。

(経済的援助による支援内容の決定)

第9条 現物給付による生活支援内容について、要支援者への相談等を重ねる中で、市町内の相談等担当者が協議し、関係機関と協議を行ったうえで、各参加法人の施設長及び市町社会福祉協議会事務局長が協議のうえ、必要と認められる経済的援助の内容及び額を決定する。

(経済的援助による支援限度額)

第10条 1つの支援に係る経済的援助の限度額は、当面の自立に必要な最低限度の額とする。これを超える額の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、要綱第6条に規定するおもいやりネット事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）に報告する。

(経済的援助による支援期間)

第11条 現物給付による支援の期間は、1つの支援にあたり概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、事業運営委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第12条 おもいやりネット相談支援事業において相談等担当者及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第13条 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条に規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネット」という。）の参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会（以下「参画施設・社協」という。）が支援する者のうち、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない者について、おもいやりネット参画法人施設・社協が、家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより、住居の確保の支援、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業の名称は、香川おもいやりネットワーク事業入居債務保証支援モデル事業（以下「入居債務保証支援事業」という。）と称す。

(内容)

第3条 おもいやりネット県センター（以下「県センター」という。）は、おもいやりネット参画法人施設・社協が本事業を実施するうえで発生する入居債務保証金（以下「保証金」という。）について、おもいやりネット基金の予算の範囲内でおもいやりネット参画施設・社協に対して交付するものとする。

(対象者)

第4条 入居債務保証支援事業の対象者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) おもいやりネットで総合相談・支援に関わっている方で、家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、入居保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。
- (2) 世帯の収入が住民税非課税相当以下の者。
- (3) 前号の規定にかかわらず、特別な事由により、本事業を通じた支援が必要な場合は、県センターに協議のうえ、本条における該当する者とできる。その場合においては、おもいやりネット事業運営委員会に報告するものとする。

(対象住宅)

第5条 おもいやりネット参画施設・社協と入居債務保証支援事業における債務保証の契約が可能である賃貸住宅（以下「対象住宅」という。）とする。

(契約の締結)

第6条 入居債務保証支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は下記に定める契約を締結しなければならない。

- (1) 利用者は対象住宅に係る賃貸人と賃貸に関する仮契約を締結する。
- (2) おもいやりネット参画施設・社協と利用者は入居保証利用契約（様式1号）を締結する。
- (3) おもいやりネット参画施設・社協と賃貸人は入居債務保証契約（様式2号）を締結する。
- (4) 利用者と賃貸人は賃貸借契約を締結する。

2 利用者はおもいやりネット参画施設・社協に対し、前項第4号に定める賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

(契約の変更)

第7条 第13条に定める保証の期間内に、家賃等の変更があった場合は、利用者及び賃貸人は前条の契約を変更しなければならない。

(保証の対象)

第8条 保証の対象は、下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃（建物賃料、共益費）
- (2) 残存動産処分にかかる費用
- (3) 退去に伴う原状回復に係る費用

(賃借人の通知の義務)

第9条 賃貸人は、家賃の滞納が累計で2か月分となった時点で、また、賃貸借契約を解除した場合は、おもいやりネット参画施設・社協に対しその旨を通知しなければならない。

(保証の優先順位)

第10条 第8条に規定する保証について、別途敷金が支払われている場合は、敷金からの支出を優先するものとする。

(保証の限度額)

第11条 保証の限度は下記に定めるとおりとする。

- (1) 滞納家賃の限度額は、月額家賃の3か月分に相当する額とする。
- (2) 残存動産処分及び原状回復に係る費用の限度額は、合計で10万円とする。
- (3) 本条で定める月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅扶助費の月額家賃を上限とする。

(原状回復の考え方)

第12条 原状回復に当たっては、国土交通省による「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについて」（平成23年8月再改定版）の内容を基準とする。

(保証の期間)

第13条 保証の期間は、2年以内とする。ただし、保証期間終了後の再申請を妨げない。

(保証料)

第14条 保証料は、15,000円とし、一括しておもいやりネット参画施設・社協に納付しなければならない。ただし、一括納付が困難な場合は分割で納付することができる。

2 前項の保証料について一括納付の場合は第6条第1項第2号に規定する契約の締結後、速やかに納付しなければならない。分割納付の場合は、この契約締結から最長2年間の分割払いとする。

3 納付された保証料は、中途退去や契約に解除等の場合にあっても、これを返還しないものとする。

(入居債務保証金)

第15条 入居保証債務を履行するために必要となる保証金は、おもいやりネット基金の中から支出するものとする。

2 前条に規定する保証料は、保証金に組み入れる。

(契約の解除)

第16条 おもいやりネット参画施設・社協は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項第2号及び第3号に規定する契約を解除することができる。この場合、解除した旨を賃貸人及び利用者に対して通知することとする。

- (1) 第4条に掲げる要件を欠いたとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により契約を締結したことが判明したとき
- (3) 利用者が死亡したとき。ただし、第18条第1号に関する委任契約はこの限りでない。また、保証債務は死亡時点で清算する。
- (4) 利用者があらかじめおもいやりネット参画施設・社協に連絡、通知することなく2か月以上対象住宅に不在が続き、又は行方不明のとき
- (5) その他、おもいやりネット県センターが著しく不当と認めた行為があったとき

(契約の再申請)

第17条 第13条に規定する保証の期間満了後、引き続き入居保証を受けようとする者は、第6条に規定する契約を再度締結しなければならない。

(死亡した際の残存動産の処分)

第18条 利用者が死亡した際の残存動産処分は、下記のとおりとする。

- (1) 利用者は、おもいやりネット参画施設・社協に対し死亡した際の残存動産の処分について委任するものとする。
- (2) 利用者が死亡したときは、おもいやりネット参画施設・社協はおもいやりネット基金より残存動産の処分に伴う費用を支出する。
- (3) おもいやりネット参画法人施設・社協は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は相続人に返還するものとする。

(行方不明時の残存動産の処分)

第19条 利用者が第16条第4号に該当した際は、残存する動産の所有権を放棄し、甲が処分することに異議を述べない。

2 おもいやりネット参画施設・社協は、残存動産を処分した際の収入を保証債務の履行に充当することができる。保証債務を履行した後残額が生じた場合は利用者本人または相続人に返還するものとする。

(対象物件管理のための立入)

第20条 おもいやりネット参画施設・社協は、対象物件管理のため必要と認めるとき

は、賃貸人の了解のもと当該物件内に立ち入ることができるものとし、利用者はこれに協力しなければならない。

(実施地域)

第21条 入居債務保証支援事業の実施地域は、香川県内とする。

(おもいやりネット県センターの支援)

第22条 おもいやりネット県センターは、利用契約期間中の利用者の生活に関する相談等の支援を、おもいやりネット参画施設・社協や関係機関と連携して行うものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、施行に必要な事項はおもいやりネット運営委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク事業地域体制づくり事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項第1号及び第3号に定める地域のネットワーク体制づくり並びに地域の人才培养及び福祉教育の推進に関する必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク事業地域体制づくり事業（以下「おもいやりネット地域体制づくり事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット地域体制づくり事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 事業の実施の際に、地域内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(実施事業の内容)

第4条 おもいやりネット地域体制づくり事業では、次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 地域のネットワーク体制づくり（地域ネットワーク会議の開催）

各市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の、連携・協働の場づくりである地域ネットワーク会議を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互いの顔の見える関係をつくる。

(2) 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

地域ネットワーク会議の開催に当たり、参加法人は協働して地域の福祉課題・生活課題の把握に努めるとともに、社会資源のリストづくり（地域の相談窓口、社会福祉施設や市町社協が提供できる資源等のリストづくり等）を行い、さらには地域にない必要な資源やサービスを研究・開発し、個別の支援やさらには地域の新しい仕組みづくりにつなげていく。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に取組む。

(3) 相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）

要綱第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援における、相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践に関する研修やスキルアップ研修、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、参加法人の人材育成につなげる。

また、おもいやりネット地域体制づくり事業を通じて社会福施設や市町社協が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さらには個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関

心（気づき・学び）につなげ福祉教育を推進する。

- 2 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たっては、要綱第4条第1項第2号に規定する事業（総合相談及び支援）と連携し効果的に取り組むものとする。

（個人情報の保護）

第5条 おもいやりネット地域体制づくり事業において、参加法人及び関係者は要支援者等に関する個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（委任）

第6条 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たり、この要領に定めるものその他は、要綱第6条で規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

**香川おもいやりネットワーク事業
総合相談・支援の手引き 第2版**

平成29年5月11日発行

発行所 香川おもいやりネットワーク事業運営委員会
(社会福祉法人香川県社会福祉協議会)
〒760-0017 香川県高松市番町1-10-35
香川県社会福祉総合センター5階
(地域福祉課 香川おもいやりネットワーク事業 県センター)
TEL 087-861-0546 FAX 087-861-2664
<http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/>
